

第1章 総 則

第1節 目 的

新富町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、新富町防災会議が作成する計画であって、新富町、宮崎県（以下本文中では、町、県と略記）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、町の地域における災害に係わる災害予防、災害応急及び災害復旧対策を実施することにより、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序と町民の福祉の確保に万全を期することを目的とする。

この計画における用語の意味は、それぞれ次のとおりとする。

- 町 : 新富町
県 : 宮崎県
基 本 法: 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
救 助 法: 災害救助法（昭和22年法律第118号）
町地域防災計画: 災害対策基本法第42条に基づき新富町防災会議が作成する
 新富町地域防災計画
県地域防災計画: 災害対策基本法第40条に基づき宮崎県防災会議が作成する
 宮崎県地域防災計画
町 災 対 本 部: 災害対策基本法第23条の2に基づき設置する新富町災害対策本
 部
県 災 対 本 部: 災害対策基本法第23条に基づき設置する宮崎県災害対策本部
県 地 方 支 部: 県地域防災計画に基づき地方に設置する宮崎県災害対策地方支部
本 部 長: 新富町災害対策本部長
県 本 部 長: 宮崎県災害対策本部長
県 地 方 支 部 長: 宮崎県災害対策地方支部長
消 防 本 部: 東児湯消防組合消防本部
消 防 署: 東児湯消防組合消防署及び新富分遣所
消 防 団: 新富町消防団
災 害: 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、
 噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発そ
 の他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因に
 より生ずる被害をいう。（災害対策基本法 第2条）

空

白

第2節 計画の方針、構成

第1項 計画の基本方針

1. 基本方針

この計画は、町域の防災に関し、国、地方公共団体、及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするなど、実際的な計画とするとともに、自力で避難することが困難な高齢者・乳幼児・障がい者など、いわゆる要配慮者と呼ばれる人々への対応に配慮しつつ、「自らの身の安全は自ら守る」との視点にたって、災害予防、災害応急、災害復旧及びその他の必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものであり、計画の樹立並びに推進にあたっては、下記の諸点を基本とする。

新富町第5次長期総合計画基本構想(基本ビジョン)

【しんとみ宣言】

親から子、子から孫へと受け継がれてきた共助と自立の精神、郷土への自信と誇り、そして人と人のつながり、人と地域のつながりから生まれてきた「絆」という新富町の財産を今こそ認識し、時代とともに変化する多様な価値観の中でも進むべき方向を見失うことなく、町民、自治組織・団体、事業者と行政が協働して、目指すべきまちの姿を一つずつ実現し、「キラリと輝く元気な新富町」を創ります。

【暮らし・環境】

快適で安全な生活がおくれるまち、公害がなく環境に優しいまち、地域の絆を育み町民が助け合い見守り合うまちづくり

【健康・福祉】

町民誰もが元気で、生涯を通して安心して暮らせるまちづくり

【教育・文化・人づくり】

子どもも大人も学ぶ意欲が高いまち、文化やスポーツの振興を通して郷土への誇りを育て、積極的な町民性にあふれたまちづくり

【産業・経済】

後継者がやりがいを感じる収益性の高い第一次産業が元気なまち、町内での消費循環と町外からの誘客促進で商店街等がにぎわいのあるまち、安心して働ける雇用環境のあるまちづくり

(1) 都市基盤の整備

1) 防災生活圏の明確化と防災活動拠点の整備

様々な活動単位であるコミュニティの区域を明確化し、住民へ防災生活圏の認識を深めるための環境づくりを推進する。また、核となる施設や設備の整備をはじめ、活動体制や組織づくり等の運営を積極的に支援する。

2) 都市的災害の防止（主にハード面の整備）

過密化する都市環境の中で、都市空間の確保や整備をはじめ、市街地再開発、建築物の不燃化、老朽施設の点検と補強等の防災都市づくりを推進する。

(2) 災害対応システムの整備

1) 防災情報の周知及び収集・伝達体制の確立及び住民への周知

災害の発生及びおそれのあるとき、職員の非常参集や情報収集連絡体制の確立、関係機関との緊密な連携に努め、避難情報や災害情報を迅速に住民へ提供できる体制の確立を図る。

2) 避難場所の指定、誘導と収容体制の整備

地区公民館、小・中学校等の指定避難所及び公園空地等の指定緊急避難場の確保と管理、避難誘導及び収容体制等を含めた指定避難所・指定緊急避難場所の検討ならびに整備体制の充実を図る。

3) 要配慮者対策

家庭や地域ぐるみによる高齢者、乳幼児、障がい者等の災害に対応する能力が弱い者（以下「要配慮者」という。）の的確な把握や災害時の情報伝達、救助体制、指定避難所・指定緊急避難場所の周知、誘導等これらの防災体制の確立を図る。

4) 緊急輸送体制の整備

災害の発生時の緊急通行車両の通行を確保すべく、緊急交通路の選定と確保及び国・県の選定する緊急交通路との連携を強化する。

(3) コミュニティ防災力の向上

1) 防災意識の高揚と組織体制の整備

住民に対する防災知識の普及・広報活動を積極的に行うとともに、防災訓練を実施し、防災意識の高揚と地域の自主防災活動への参加を促す。

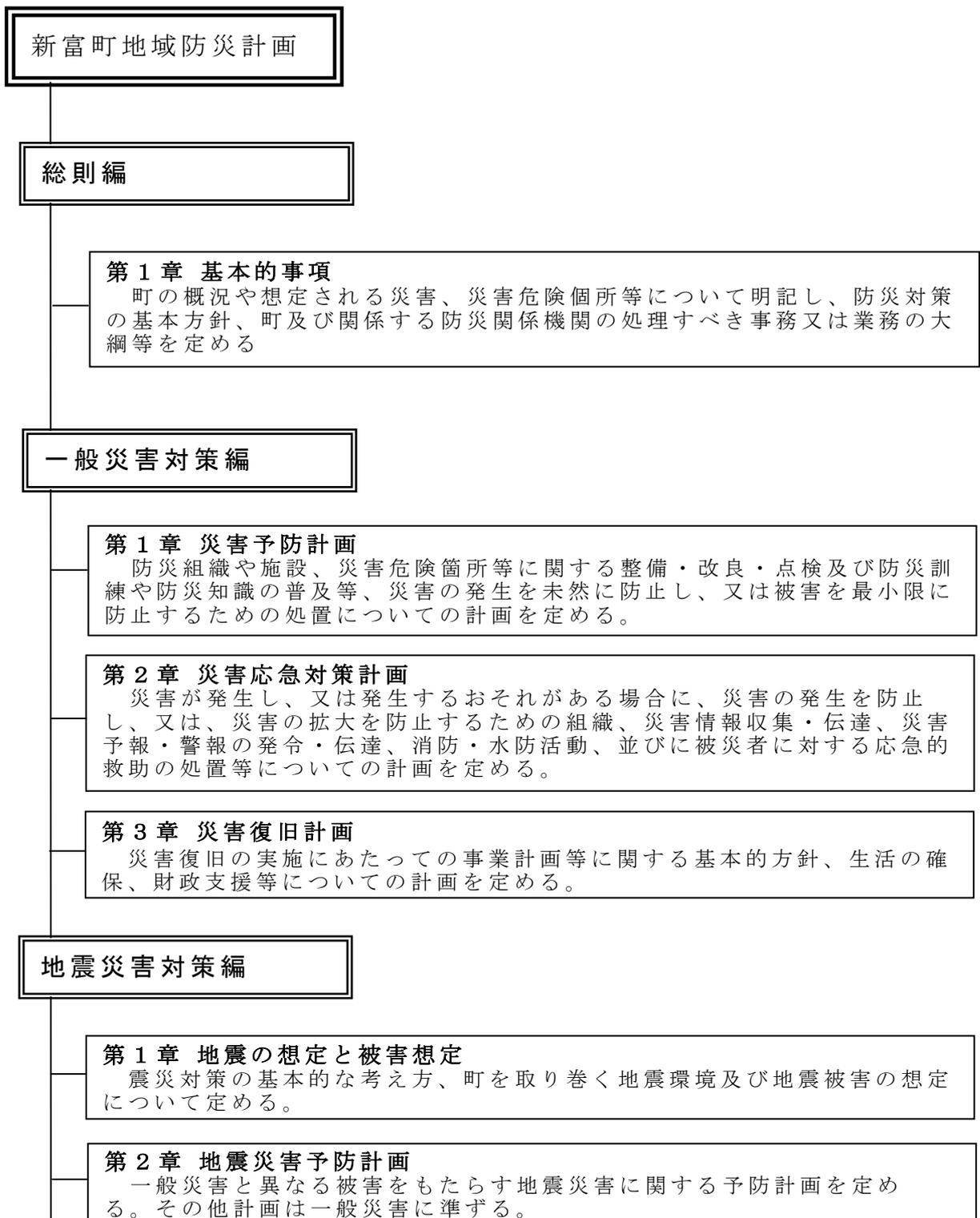
(4) 防災対策の推進

災害の発生及びおそれのあるとき、円滑な防災活動が遂行できるよう施設、設備の整備や物資の備蓄等を図る。なお、地震や地震による津波による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、各施設等の整備にあたっては、**地震防災緊急事業五箇年計画**等に基づき、地震災害に対処するための事業を推進する。

第2項 計画の構成

1. 構成

本計画は、過去に発生した災害及び地勢、気象、その他地域の特性から想定される災害に対し、次の事項について定めるものである。



第3章 津波災害復旧計画

地震による津波災害発生時における復旧についての計画を定める。

津波災害対策編

第1章 津波災害予防計画

地震による津波災害に対する予防計画を定める。その他計画は一般災害編に準ずる。

第2章 津波災害応急対策計画

地震による津波災害発生時における応急的処置の対策についての計画を定める。その他計画は一般災害編に準ずる。

第3章 津波災害復旧計画

地震による津波災害発生時における復旧についての計画を定める。

南海トラフ地震防災対策推進計画編

第1章 総則

南海トラフ地震防災対策推進計画の目的や防災関係機関の処理すべき事務及び業務の大綱を定める。

第2章 関係者との連携確保

災害応急対策に必要な人員、資機材等の確保や他機関に対する応援要請等について定める。

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

津波防護のため実施すべき必要な措置や避難対策及び避難指示の発令基準と発令要領、災害情報収集・伝達、並びに被災者に対する応急的救助の処置等についての計画を定める。

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

南海トラフ地震臨時情報が発令された場合の災害応急対策に係る必要な計画について定める。

第5章 防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震及び津波に強いまちづくりを行うにあたっての避難場所、避難路及び通信施設等の整備について定める。

第6章 防災訓練計画

南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施について定める。

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

地震災害応急対策業務に従事する町職員や地域住民への防災教育の実施及び広報等について定める。

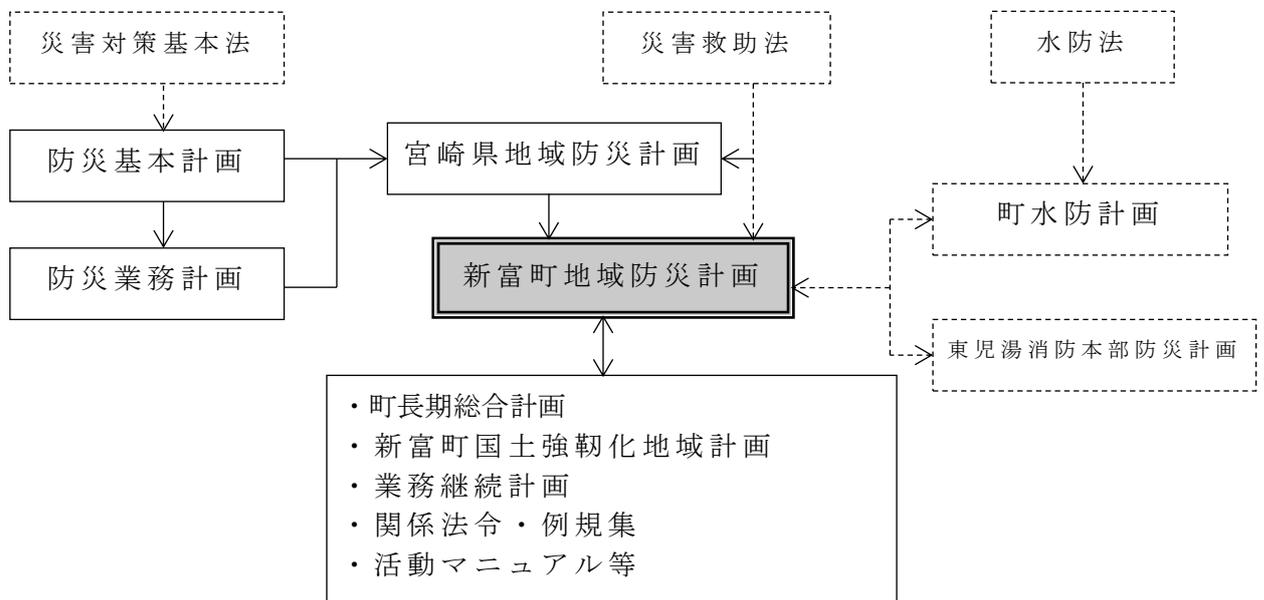
2. 他の計画との関係

この計画は、基本法第42条に掲げる防災業務計画、県防災計画に矛盾し、または抵触するものであってはならない。

また、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「新富町水防計画書」と十分な調整を図るものとする。

特に、今後の全体的な総合防災行政の推進を考慮し、現在及び将来策定される地方自治法第2条に基づく町基本構想及び町基本計画に矛盾することのないよう検討を行うものとする。

なお、本計画に記載している県主体の方針は、県防災計画より準用しているものである。



3. 計画の修正

この計画は、基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

第3節 町の概況

第1項 地勢、自然条件、社会条件

1. 地勢

新富町は北緯 32 度、東経 131 度の宮崎県中央部に位置し、日向灘に面している。東西 9 km、南北 7 km にわたる四方形で、面積は 61.53km²、北は高鍋町、西は西都市、南は宮崎市佐土原町に接している。

地勢は、北部の標高 80m 以下の台地部から、南部の一本瀬川沿いに開ける平野に向けて緩やかに傾斜しており、台地部には航空自衛隊新田原基地が存在する。

気候は温暖で日照時間が長く、降雪が少ないことから、野菜・畜産を柱とする農業生産地域となっている。

また交通面では、南北に J R 日豊本線と国道 10 号が縦走し、宮崎市まで車で約 30 分と利便性は高い。

2. 自然条件

(1) 水系

町内の主要河川は、一級河川が無く、二級河川の本瀬川水系の 6 河川（一本瀬川、鬼付女川、日置川他）が分布しており、総延長は約 113.4km である。

その中でも、一本瀬川、鬼付女川は洪水・氾濫を繰り返し、田畑や家屋に甚大な被害をもたらしてきた。

既存資料の中で、河川災害の記録が残っているものには、昭和 58 年 9 月 25～28 日台風 10 号、最近では平成 17 年 9 月 4 日～6 日にかけて来襲した台風 14 号による一本瀬川、鬼付女川周辺の浸水による被害が記録されている。また、日置川、鬼付女川、一本瀬川の流域では、数箇所が土石流危険渓流に指定されている。

(2) 地形

本町の地形を概観すると、段丘地形を示す日向海岸平野に包含され、中央部及び西部に丘陵地帯が広がり、河川領域と海岸沿いが低地となっている。段丘地も標高が 80m 以下であり、全体的に緩やかな地形を呈している。しかしながら、丘陵部の裾野付近では、傾斜 30 度以上の所がみられ、このような地形を呈する所は、自然崖として災害危険箇所指定されている所が多い。

(3) 地質

丘陵部及び台地部では、新第三紀宮崎層群がみられ、泥岩層、砂岩・泥岩互層及び砂岩層が複雑に繰り返して堆積しており、地層は東に 10 度～20 度傾斜している為、表層での地質は縞模様となって現れている。

座論梅ゴルフ場から茶臼原付近では茶臼原礫層、新田原地区では新田原礫層が

宮崎層群を不整合に覆い、洪積台地を形成している。また、一部の地域ではシラス台地もみられる。

河川流域及び海岸沿いの低地は、沖積面をつくる堆積物及び沖積層の礫・砂・泥からなっており、沖積平野を形成している。

ボーリング柱状図をみると、台地上部はN値が高く、支持地盤として問題はない。表層地質が沖積層である低地においては、N値が10～20であり、軽量構造物は支持できるが、支持地盤としてはより深層のN値の高い地盤が求められる。

(4) 気象

新富町の気象概況は、平成22年[2010]年1月から令和元年[2019]年12月までの宮崎気象観測所（宮崎市）観測記録によれば、南西日本の温暖なモンスーン気候帯に属し、年平均気温は17.7℃と温暖な地域である。月平均気温では、1月が7.4℃と最も低く、8月が28.0℃前後と最も高くなる。

降水量は、年間2,847.9mmと日本でも多雨地域にあたる。月間降水量は、6月～9月頃が多く、特に6・7梅雨期や8・9月の台風期に最も集中する。

これらの時期には、新富町でも、台風や集中豪雨等により河川氾濫をはじめ、家屋や田畑への被害を被ってきた。

風速は、その年に発生した台風に影響されるが、年平均風速はおよそ3.2m/s程度である。風向は、年間を通して西北西の風が最も多く、次いで西の風が多い。

3. 社会条件

(1) 社会条件

本町は、昭和34年3月、旧新田村と旧富田村との合併により発足した。

町の東部を国道10号とJR日豊本線が南北に貫いており、これらは東九州の主要な幹線交通網として、南は鹿児島市、北は北九州市を結んでいる。また、一ツ葉有料道路により、沿線の宮崎港、宮崎空港、及び宮崎自動車道方面へのアクセスも向上してきている。

一方、町の西部には国道219号（米良街道）が走り、宮崎市から西都市、熊本方面へと通じている。同国道は本町に近い西都市黒生野に於いて、東九州自動車道と接続し、本町と全国各地とを結ぶ広域交流の促進が期待されている。

(2) 土地利用状況

本町では、宅地や道路公園等の公共用地の増加に対応するため、都市計画区域や用途地域等の指定に基づいて、有効かつ機能的な土地利用の促進を図ってきた。今後は、「公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、自然的、社会的、経済的、文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と町土の均衡ある発展」をめざす。（第5次新富町長期総合計画より）

第4節 風水害等の想定

第1項 既往災害事例

1. 風水害（浸水害と土砂災害）による災害

（1）風水害の特性

〈既往の水害の発生期間〉

- ・ 既往の記録から警戒を要する期間 ; 5月～10月頃
- ・ 既往の記録から甚大な被害を受けた期間 ; 9月上旬～10月中旬

これらの被害状況を見ると、人的被害は比較的少ないものの、道路・河川の決壊や崖崩れ、耕地等への被害が多く記録されている。

（2）台風による災害

台風シーズンには、台風の経路が九州及び宮崎県の西部を通過するような経路を取るときに災害が発生しており、活発化した前線と台風による雨が加わった場合に被害がみられる。

（3）台風と水害

水害の発生件数中、台風に起因するものは、梅雨、低気圧前線に次いで多い。

降水量が多くなるほど被害も増大するが、降水量がどのくらいになると水害が発生するかを宮崎県災異誌の水害について被害発生降水量の下限から調べると、表1-1のような結果が得られる。すなわち、被害が発生するかどうかの限界の降水量200mmで、それ以上になると田畑の浸水、がけ崩れ等の被害が急増し、350mm以上になると、床上浸水等の甚大な被害が発生するようになる。

ここに示した降水量は降り始めからの総降水量で、継続時間は問題にしていない。

表 1-1 総降水量と水害の程度

被害種類 降水量	床下浸水	床上浸水	田畑の浸水	がけくずれ	死者
200mm 以下	なし	なし	少	少	なし
300mm	急に増加	少	急に増加	急に増加	なし
350mm 以上	甚大	急に増加	甚大	甚大	急に増加

(H26.3 宮崎県地域防災計画 風水害編より)

(4) 梅雨前線に伴う異常豪雨による水害

地域の地形・地質的条件の違いはあるが、一般には、日雨量 200mm 以上、3 時間雨量 100～120mm 以上、1 時間雨量 50mm 以上になれば水害や土砂災害等が発生し易いと言われており、新富町での災害発生もほぼこれに該当するようである。

(5) 土砂災害

1) 土石流危険渓流【 資料編*1 参照 】

土石流危険渓流は、保全対象である人家戸数が 5 戸以上（公共施設を含む。）の渓流を渓流Ⅰ、人家戸数が 5 戸未満の渓流を渓流Ⅱ、人家戸数が 0 戸の渓流を
渓流Ⅲに区分される。

2) 急傾斜地崩壊危険箇所【 資料編*2 参照 】

急傾斜地崩壊危険箇所は、自然斜面、人工斜面に分かれ、高さ 5 m 以上の斜面勾配 30 度以上の斜面をいう。保全対象である人家戸数が 5 戸以上（公共施設を含む。）斜面を斜面Ⅰ、人家戸数が 5 戸未満の斜面を斜面Ⅱ、人家戸数が 0 戸の斜面を斜面Ⅲに区分される。

また、丘陵地等を切り開いて開発された付近では住宅と山裾とが近接するため、急傾斜地崩壊危険箇所が増加する傾向にあり、斜面に隣接する宅地開発の抑制が課題となっている。

3) 地すべり危険箇所【 資料編*3 参照 】

本町には、地すべり危険箇所が 2 箇所、麓、一ノ池に存在する。
これらの土砂災害や河川の氾濫・浸水害等の災害と降雨の間には密接な関係にあり、大雨が降れば何らかの災害が発生している。また、一様な強さでしかも断続的な雨よりも、集中的に降る大雨の場合の方が多く発生し、被害も大きくなるようである。
このように、災害を未然に防ぐためには災害危険箇所の点検や対策等の検討も必要であるが、災害の誘因となる気象情報の収集（雨の降り方、特に時間雨量や日雨量）及び伝達を的確に把握できる体制を整備する事も重要である。

(6) 台風の災害事例

平成 17 年台風第 14 号（ナービー）は、8 月 29 日 21 時にマリアナ諸島で発生し、太平洋高気圧の縁に沿ってゆっくり西へ進みながら次第に勢力を強めていった。9 月 2 日には中心付近の最大風速が 50m/s、風速 15m/s 以上の強風域の半径は南東側 850km、北西側 600km と「大型で非常に強い」勢力となった。

*1 ● 資料 1.3.4 「土石流危険渓流」参照
*2 ● 資料 1.3.3 「急傾斜地崩壊危険箇所」参照
*3 ● 資料 1.3.1 「地すべり危険箇所」参照

【 総則編 】

〈第1章 第4節 風水害等の想定〉

台風第14号は1時間に10～20キロと遅い速度で北上したため九州の太平洋側では長時間激しい雨が降り続き、3日からの総雨量が多いところで1000mmを超える記録的な大雨となった。

台風本体の雨雲がかかり始めた5日22時頃から台風が最も接近した6日の昼過ぎにかけて強い雨が降り続いた。3日降り始めからの6日24時までの総雨量は1000mmを超す観測点が5箇所あり、神門では1322mmとなった。また、全アメダス観測所の半数以上にあたる15箇所で日降水量の記録を更新した。

県内の被害状況は人的被害が39名で、その他、住宅家屋の全壊1,136戸など、建物被害総数は4,800戸を越える近年において県内最大の被害が発生した。本町では、建物被害2棟のほか、一ツ瀬川において床上浸水3棟、床下浸水14棟などの被害が発生している。

2. 竜巻等による災害

本町では、これまで竜巻による災害履歴は無いものの、突風（竜巻の可能性はあるが特定に至らない現象）の被害が多発していることから、県内の竜巻等の突風による災害状況を記載する。

竜巻等の突風は、台風や寒冷前線等の活動により発生し、その猛烈な風で建築物を倒壊させたり、発生した飛散物が人や建物に甚大な被害を与えることがある。宮崎県において災害をもたらした竜巻等の突風の発生確認件数は、1991年から2010年の統計では21個であり、全国3位の多さとなっている。

竜巻が発生する要因は、宮崎県では台風によるものが多く、台風の中心が宮崎県から見て、南から西にあり、200km～300km離れて位置する場合に発生しやすい。

また、宮崎県の場合、竜巻は内陸部でも発生しているが、多くは沿岸部で発生している。

(1) 県内の竜巻災害の実例

1) 延岡市で発生した竜巻（平成18年台風第13号、令和元年10月台風第17号）
平成18年9月17日、14時頃、台風第13号の九州地方への接近に伴い、災害が発生し、死者3名、負傷者143名、住宅全壊79棟など甚大な被害が発生した。

被害地域は、長さ約7.5km、幅150m～300mにおよび、ほぼ連続的に建物の倒壊、屋根や壁の損傷、屋根瓦や窓ガラス等の破損等の大きな被害となった。これは、竜巻の通過したコースが市街地であったことから、竜巻の風に加え、飛散物により、被害が増大したものである。

また、令和元年10月の竜巻では、台風17号の接近に伴って発生し、日豊本線沿いに約2kmに亘って被害がみられ、負傷者18名、建物483棟が被害を受けた。

2) 新富町で発生した突風について（平成30年10月4日）

平成30年10月4日23時10分から24時頃にかけて、宮崎市宮之内付近と新

富 町伊倉付近で突風が発生し、パイプハウスの変形や瓦のめくれなどの突風に伴う被害があった。特に、新富町伊倉付近では 23 時 30 分から 24 時頃にかけて発生したとみられており、竜巻の可能性は高いものの特定には至らなかった。この突風による被害範囲は、長さ 100m、幅 100mであった。

当日の気象状況としては、大型で強い台風第 25 号が久米島の南約 90km にあって、1 時間におよそ 25km の速さで北北西へ進んでいた。また、九州南部から日本の東にかけて停滞前線があり、宮崎県では南東から暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となっていた。突風が発生した時間帯には、活発な積乱雲が被害発生地域付近を北西方向に通過中であった。

(参考) 竜巻の強さと基準 (藤田スケール)

F0	17～32m/s (約 15 秒間の平均)	テレビのアンテナなどの弱い構造物が倒れる。小枝が折れ、根の浅い木が傾くことがある。非住家が壊れるかもしれない。
F1	33～49m/s (約 10 秒間の平均)	屋根瓦が飛び、ガラス窓が割れる。ビニールハウスの被害甚大。根の弱い木は倒れ、強い木は幹が折れたりする。走っている自動車が横風を受けると、道から吹き落とされる。
F2	50～69m/s (約 7 秒間の平均)	住家の屋根がはぎとられ、弱い非住家は倒壊する。大木が倒れたり、ねじ切られる。自動車が道から吹き飛ばされ、車が脱線することがある。
F3	70～92m/s (約 5 秒間の平均)	壁が押し倒され住家が倒壊する。非住家はバラバラになって飛散し、鉄骨づくりでもつぶれる。汽車は転覆し、自動車はもち上げられて飛ばされる。森林の大木でも、大半折れるか倒れるかし、引き抜かれることもある。
F4	93～116m/s (約 4 秒間の平均)	住家がバラバラになって辺りに飛散し、弱い非住家は跡形なく吹き飛ばされてしまう。鉄骨づくりでもペシャンコ。列車が吹き飛ばされ、自動車は何十メートルも空中飛行する。1 トン以上ある物体が降ってきて、危険この上もない。
F5	117～142m/s (約 3 秒間の平均)	住家は跡形もなく吹き飛ばされるし、立木の皮がはぎとられてしまったりする。自動車、列車などがもち上げられて飛行し、とんでもないところまで飛ばされる。数トンもある物体がどこからともなく降ってくる。

(気象庁 HP より)

3. 火災の事例

本町の過去5ヶ年の出火状況は、建物、林野火災や車両火災等を含めて、累計48件、平均9.6件である。また、これら火災の死傷者数は、過去5ヶ年で死者2名、負傷者3人である。

《 近年における火災発生件数 》

原因	H27	H28	H29	H30	H31	合計	平均
建物出火	3	3	1	4	6	17	3.4
林野出火	0	2	2	1	1	6	1.2
車両出火	1	1	1	2	2	7	1.4
その他の出火	4	5	4	2	3	18	3.6
出火件数	8	11	8	9	12	48	9.6
死者	1	1	0	0	0	2	
負傷者	1	1	0	0	0	2	

第2項 風水害及びその他の災害の想定

本町に発生する災害で、人命や家屋等の財産、農林水産物や農林水産業施設等に大きな影響を与える主要な災害としては、集中豪雨や台風等を誘因とする土砂災害や河川氾濫等の風水害と、地震や火災、あるいは本町を通る交通網での交通事故等の予知できない災害とに大別される。

本町の災害の想定にあたっては、地形・地質状況や過去の災害事例及び宮崎県防災対策指針を考慮し、次の災害を想定する。

1. 風水害

風水害は、集中豪雨や台風等の気象現象を誘因として起きる災害が多く、本町における過去の災害事例を見ても例外ではない。風水害には、低地での浸水害や溪流での鉄砲水等による土石流や急傾斜地でののり面崩壊、山腹崩壊等がある。

(1) 浸水害

宮崎県において指定している、堤防高不足や河積断面不足により、堤内背後地への被害が予想される河川及び湖沼等、水防上重要となる箇所を想定する。

また、過去の堤内背後地における浸水害事例や河川の改修状況あるいは流下能力、地形状況等を考慮して浸水地域を予想する。

(2) 土砂災害

1) 土石流災害

県及び町が指定している土石流危険溪流、その他の土石流に準ずる溪流での崩壊土砂流出による住宅、道路等への被害を想定する。

2) 急傾斜地災害

県が指定している急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域及び本町が指定している危険箇所での斜面崩壊による住宅、道路等への被害を想定する。

3) 地すべり災害

県が指定している地すべり危険箇所での地すべりによる住宅、道路等への被害を想定する。

3. 火災及び危険物災害

木造住宅の密集地、狭小道路、危険物の集積及び取扱品目の危険性が大きい地域等での火災を想定する。

4. 航空災害

本町において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空災害」という。）を想定する。

第3項 災害危険箇所

1. 水害危険箇所

本町には、二級河川一ツ瀬川水系の一ツ瀬川、鬼付女川、日置川等の6河川が存在する。このうち、災害危険河川に6河川10箇所が該当し、堤防決壊、溢水や冠水等が予想され、住宅800戸以上、耕地1,500ha以上の被害が見込まれる。また、ため池6箇所、海岸1箇所が災害危険箇所に指定されている。

重要水防箇所（水防警報を行う区域）は5河川（一ツ瀬川、鬼付女川、湯風呂川、猿ヶ瀬川、日置川）の6箇所に指定され、溢水や破堤等の危険が予想される。危険箇所の総延長は、左右岸16.0kmであり、このうち危険と予想される箇所の延長は左岸約10.0km、右岸6.0kmとなっている。

河川氾濫等の風水害の影響が予想されると思われる主な地域は以下の状況である。

（1）谷底平野

山地・丘陵地を開析する河川水系に沿うようなかたちで分布し、河川の沖積作用が及ぶ地域。そのため、豪雨時等に洪水氾濫による被害を受けやすく、山脚部では斜面災害のおそれがある。

（2）旧河道

過去の河川流路の跡で、洪水流は旧河道を流れやすく、地震災害時には地盤状況によって液状化の危険性がある。

（3）河川屈曲、蛇行、合流部

一ツ瀬川本流と猿ヶ瀬川等の合流する区域等。

（4）台地、段丘【 資料編*4 参照 】

台地、段丘面の多くは水害・地震災害等に対して比較的安全なところである。しかし、現河床との比高が小さなものでは、洪水氾濫時に冠水するおそれがある。また、段丘崖では斜面災害の危険性もある。これらの台地面の一部にみられる浅い谷では豪雨時等の浸水が予想される。また、台地縁辺の急崖地における、熔結部と非熔結部の境界部では斜面崩壊を起こしやすい。

2. 土砂災害危険箇所

丘陵地や山麓部では風化が進行している地域があり、山麓部の谷間では土石流堆積物が分布する。このような地域では、古くから住宅が立地し、木造住宅の密集化あるいは崖地に近接して住宅が建てられており、急傾斜地による崩壊の危険性が高い。

（1）急傾斜地崩壊危険箇所

新富町には、国土交通省所管の急傾斜地崩壊危険箇所が斜面Ⅰが20箇所、斜面Ⅱが32箇所、斜面Ⅲが15箇所の合計67箇所が存在する。

*4 資料 総1.4.1「風水害関連図」

(2) 地すべり危険箇所

新富町には、地すべり危険箇所が2箇所あり麓と一ノ池に存在する。

3. 土石流危険渓流危険箇所

(1) 土石流危険渓流【 資料編*5 参照 】

本町には、土石流危険渓流が5渓流ある。

国土交通省所管の5渓流には、人家戸数が86戸、公共施設は1箇所が保全対象となっている。この内、土砂災害発生の履歴は記録されていないが、砂防堰堤1基が1渓流に整備されている。

(2) 砂防指定地

本町には、砂防指定地の渓流は4渓流に5指定あり、昭和28年～昭和63年までに随時指定されている。総指定地面積は約10haで鬼付女川の指定地が最も多く、また、最も長い渓流となっている。

また、この他の危険渓流以外の箇所についても配慮する必要がある。各河川水系の上流端、谷型斜面、急な河川の平地への出口に形成された扇状地、あるいは過去の土石流により形成された土石流堆等の分布する地域では、特に注意が必要である。現在の土石流危険渓流及び準ずる渓流の危険箇所は、地形分類で区分される土石流堆の分布と概ね一致し、土石流が再び発生した場合には、危険性が高いと考えられ、今後も人工構造物や保全対象となる施設配置等に十分配慮すべきである。

4. 土砂災害（特別）警戒区域

土砂災害警戒区域等とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、指定により住民・事業者等と行政が連携し、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限など、ソフト対策を推進する。

本町には、急傾斜地の崩壊や土石流などの土砂災害のおそれがある土砂災害警戒区域53箇所、土砂災害により著しい被害が生じるおそれのある土砂災害特別警戒区域46箇所が指定されている。

5. 海岸危険箇所

本町には、日置海岸に町指定の海岸危険箇所が1箇所あり、延長400mに亘って防潮・防波等の施設がなく砂地であるため高潮の恐れがある。

*5 ● 資料 1.3.4「土石流危険渓流一覧表」参照

【 資料編*6*7*8*9*10*11 参照 】

第5節 地震・津波害と被害想定

第1項 震災対策の基本的な考え方

我が国では、これまで駿河湾から九州にかけての太平洋沖の南海トラフ沿いにおいて、約100年から150年の間隔で大きな地震が発生していることから、東海地震、東南海・南海地震の対策が進められてきた。

一方、本県においては、日向灘を震源として津波などにより約200名の死者を出した「外所（とんどころ）地震」（1662年）や、約1,300棟以上の家屋が全半壊した「えびの地震」（1968年）など、人的・物的被害を伴う地震に襲われてきたことから、平成8年度に日向灘北部、南部（M7.5）の地震・津波、えびの・小林地震（M6.1）の想定を行い、その後、国の東南海・南海地震の想定を公表したことから、県はこれを踏まえて、平成18年度に再度日向灘地震、えびの・小林地震についてシミュレーションを行った。

町はこれを受け、地震・津波の防災対策に取り組んできたところである。

このような中、平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波であり、東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらす結果となった。

このことから、国では、「今後、地震・津波の想定を行うにあたっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震・津波を検討していくべきである。」との考えをもとに、平成24年8月に南海トラフ巨大地震の想定を公表した。

本県では、これを受けて宮崎県としての最大クラスの地震（M9.1）、津波（M9.0）のシミュレーションを行い、平成25年10月にこの最大クラスの地震・津波、いわゆる南海トラフ巨大地震により生じる本県の被害想定を行った。

町では、県が実施した被害想定を踏まえ、日向灘地震、えびの・小林地震、東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震に対応する防災・減災対策に取り組んでいくことを基本とし、県と協力して巨大地震に対応できるよう、防災力の強化に努めていくものとする。

*6 ● 資料 総 1.3.1 「防災単位地区別人口及び世帯数」

*7 ● 資料 総 1.3.2 「土地利用変遷」

*8 ● 資料 総 1.3.3 「気象」

*9 ● 資料 総 1.3.4 「地形区分」

*10 ● 資料 総 1.3.5 「地質区分」

*11 ● 資料 総 1.3.6 「地盤区分」

第2項 新富町を取り巻く地震環境

図1-1は1985年以降に宮崎県付近に発生した地震の震源とマグニチュードを示したものである。日向灘に震源が集中していることが伺える。また、数は日向灘沖ほど多くはないが、えびの市、小林市付近にもマグニチュード5から6程度の地震が発生している。

図1-2はN75°W～S75°E方向で熊本県から宮崎県、日向灘沖にかけての断面に対し、震源の深さ方向に着目して描いた震源断面図である。日向灘沖から宮崎市の方では、震源がプレート境界の形状にそって徐々に深くなる傾向がわかる。これに対して、内陸部では比較的浅いところに集中する傾向がある。

これらのことから、日向灘沖の地震は一般に言われるプレート境界型の地震であり、内陸部で発生する地震は直下型地震であると考えられる。

これまでの知見では、一般にプレート境界型（海洋型）地震は比較的頻繁に発生し、マグニチュードも大きく、長周期の地震を発生することが多いことがわかっている。これに対し、内陸型（直下型）地震では、発生周期が比較的長く、マグニチュードもあまり大きくないことが多い。しかし地震動は短周期の衝撃型震動を発生させ、比較的狭い範囲に大きな被害をもたらすことが知られている。阪神・淡路大震災の例は、この直下型地震の典型といえる。

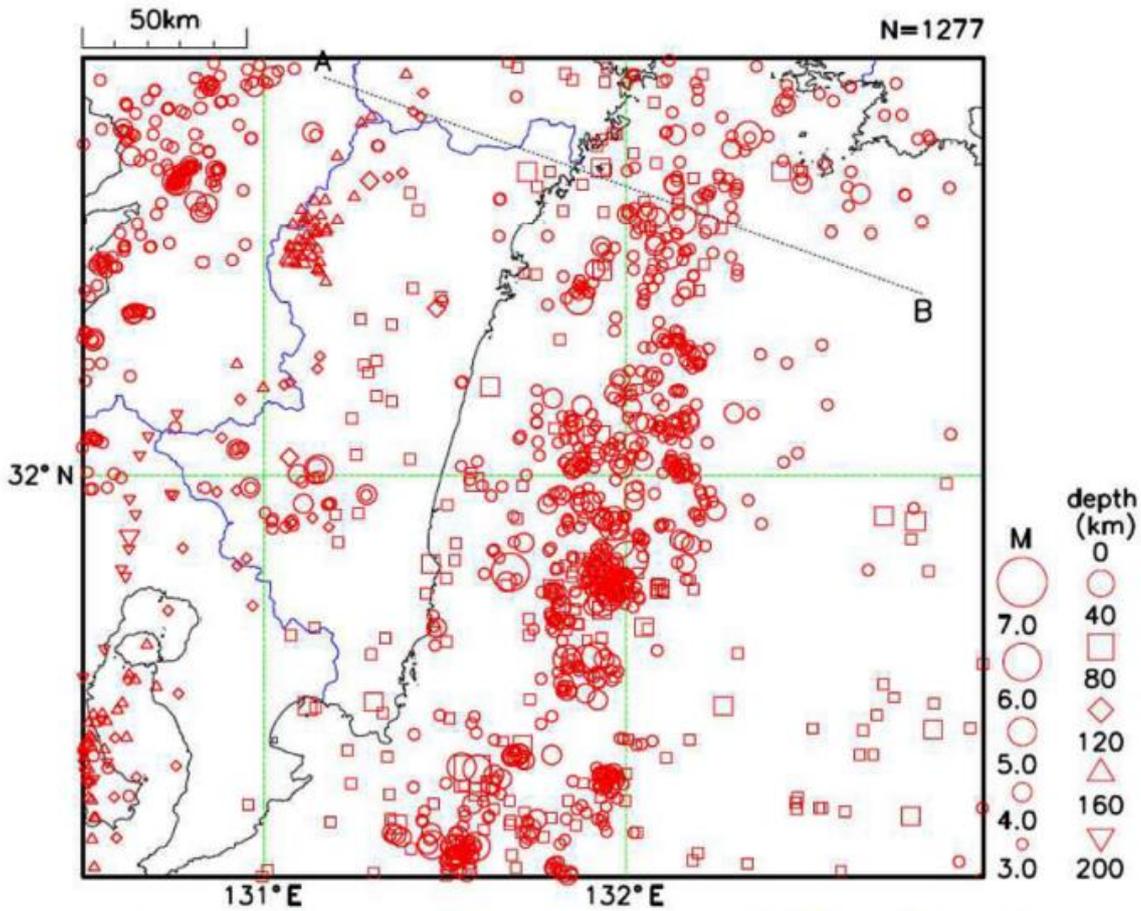


図1-1 宮崎県周辺に発生した地震とその大きさ(1993. 1. 1~2017. 12. 31)

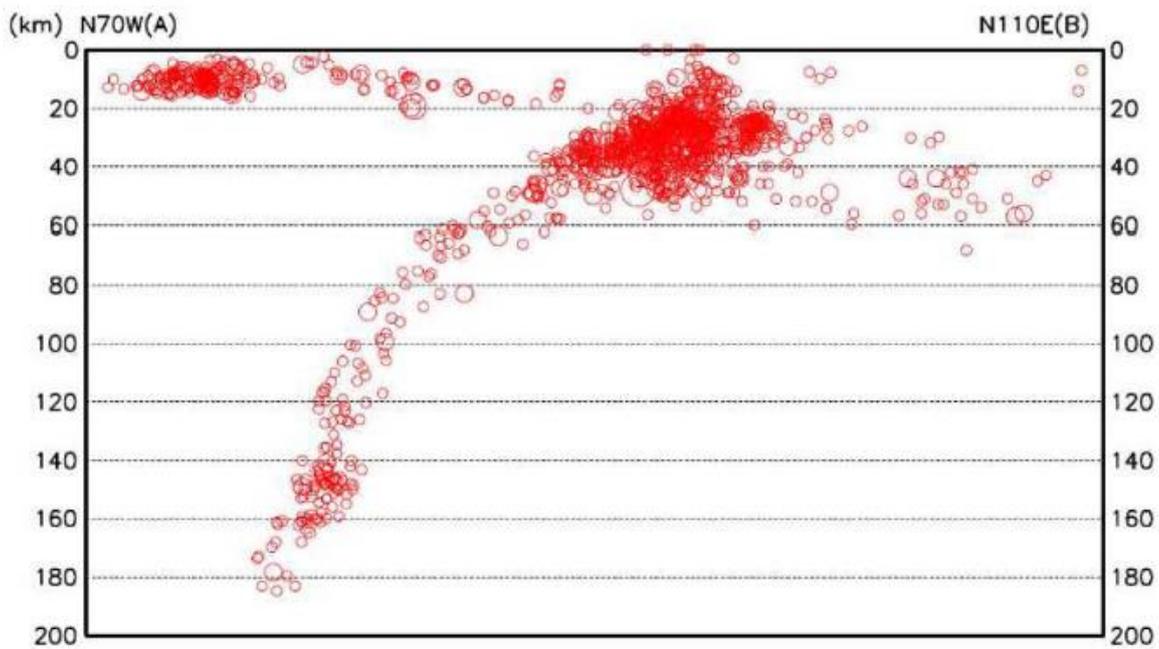


図1-2 宮崎県を中心とした、地震の震源断面図

(出典：平成30年度 宮崎県地域防災計画)

第3項 宮崎県における地震・津波被害

1. 地震災害の事例

(1) 宮崎県における地震被害

宮崎県東方沖の日向灘では、ほぼ十数年から数十年に一度の割合でM7クラスの地震が発生し、多くの場合津波を伴う。例えば、1662年の地震、1941年の地震(M7.2)や1968年の地震(M7.5)では、地震動による被害とともに津波被害も生じた。一方、1931年の地震(M7.1)および1961年の地震では、津波は小さく、地震動による被害が大きかった。このような津波の小さな地震は、震源域が比較的陸域に近く、震源がやや深かったと考えられる。また、より北側の日向灘北部から豊後水道にかけての地震でも被害を受けることがある。例えば、この地域を震源域とする1769年の地震(M7.3/4)では、延岡などで被害が生じた。

さらに、陸域の下へ深く沈み込んだ(100~150kmほど)フィリピン海プレート内の地震で被害を受けることがある。1898年の九州中部の深い地震(M6.7、深さ約150km)や1899年の宮崎県南部の深い地震(M6.4、深さ約100km)では小被害が生じ、1909年の宮崎県西部の深い地震(M7.6、深さ約150km)では、宮崎市周辺などで煙突の倒壊や家屋の半壊などの被害が生じた。

宮崎県には、日向灘に面した宮崎平野があり、その西側には九州山地が広がる。県南西部の鹿児島県との県境には霧島火山があつて、その北東麓にえびの市から都城市にいたる盆地がある。宮崎平野の北部には、海岸に沿って階段状の平坦な土地(海成段丘)が発達している。このような地形は長期間にわたって土地が隆起することで作られるが、このことと日向灘などの地震の関係はまだよく分かっていない。

また、宮崎県には活断層はほとんど知られていないが、陸域の浅い地震によって、局所的に大きな被害を受ける場合がある。被害が大きかったのは、1968年えびの地震(M6.1)であり、この地震では、えびの市(当時えびの町)を中心に多くの住宅が全半壊し、多数の山(崖)崩れが発生した。えびの地方には、1913年にも5月と7月の2度にわたって群発地震が発生している。

宮崎県では、南海トラフ沿いの巨大地震のなかで四国沖から紀伊半島沖が震源域となった場合、地震動や津波による被害を受けることもある。

例えば、1707年の宝永地震(M8.4)では延岡や宮崎などで十数名の死者を出し、1946年の南海地震(M8.0)では2M近い高さの津波が押し寄せて、家屋半壊、船舶の流出損壊、浸水家屋などの被害が生じた。また、海外の地震によっても被害が生じることがあり、1960年のチリ地震津波では、最大2m前後の津波が来襲し、満潮時と重なって、沿岸地域で床上浸水をはじめ、水田の冠水、船舶被害などの被害が生じた。

表 本県の被害地震一覧

No	発生年月日	震央地名 [地震名]	規模	被害概要
1	1662. 10. 31	日向灘 [外所地震]	7.6	死者多数、潰家3,800戸
2	1769. 8. 29	豊後水道	7.7	高鍋城、佐土原城損壊、寺社町家破損多
3	1899. 11. 25	日向灘	7.1	家屋、石垣等の破損、土地の亀裂等
4	1903. 10. 11(明治36)	日向灘	6.2	灯台破損
5	1913. 4. 13(大正 2)	日向灘	6.8	壁の亀裂等
6	1929. 5. 22(昭和 4)	日向灘	6.9	煙突崩壊、家屋の損壊等
7	1931. 11. 2(昭和 6)	日向灘	7.1	死者1、負傷者29、全壊4、半壊10 一部破損多数
8	1939. 3. 20(昭和14)	日向灘	6.5	死者1、負傷者1、全壊1、一部破損多
9	1941. 11. 19(昭和16)	日向灘	7.2	負傷者5、全壊1、一部破損多数
10	1946. 12. 21(昭和21)	紀伊半島沖 「昭和南海地震」	8.0	負傷者5、半壊3、家屋浸水1,165
11	1948. 5. 9(昭和23)	日向灘	6.5	壁土落下等
12	1960. 5. 24(昭和35)	チリ地震 津波	8.5	床上浸水168戸、床下浸水145戸 船舶被害32隻
13	1961. 2. 27(昭和36)	日向灘	7.0	死者1、負傷者4、全壊1 半壊4、一部破損104
14	1968. 2. 21(昭和43)	鹿児島県薩摩地方 「えびの地震」	6.1	負傷者35、全壊451、半壊896 一部破損3,597
15	1968. 4. 1(昭和43)	日向灘	7.5	負傷者15、半壊1、一部損壊9
16	1969. 4. 21(昭和44)	日向灘	6.5	負傷者2
17	1970. 7. 26(昭和45)	日向灘	6.7	負傷者13、道路決壊2、山崩れ4
18	1984. 8. 7(昭和59)	日向灘	7.1	負傷者9、一部損壊319
19	1987. 3. 18(昭和62)	日向灘	6.6	死者1、負傷者6、一部損壊432 道路損壊、山崩れ、崖崩れ等

(出典：平成25年度 宮崎県地域防災計画)

(2) 新富町に影響を及ぼした主な津波の痕跡

本町に被害を及ぼしたと思われる主な津波は、1662年10月31日の日向外所地震(M=7.6)によりもたらされた津波で、規模階級m=2であり、新富町の沿岸域では4～6mの津波高の被害であったことが予想される。

《今村・飯田の津波規模階級》

規模階級 m	津波の高さ H (m)	全エネルギー ×10 ²² (erg)	被害程度
-1	0.5以下	0.06	無し
0	1	0.25	非常にわずかな被害
1	2	1	海岸及び船の被害
2	4～6	4	若干の内陸までの被害や人的損失
3	10～20	16	400km以上の海岸線に顕著な被害
4	30以上	46	500km以上の海岸線に顕著な被害

2. 津波災害の事例

日本でも有数の津波の常襲地帯と言われている四国太平洋岸付近に隣接する九州宮崎県沿岸は、過去に大小数多くの津波に襲われ、被害を被ってきた。

宮崎県沿岸に津波被害をもたらすような地震の発生する地域は、大きく2つが考えられる。

1つは、宮崎県沿岸の前面、日向灘沖で起こる地震、もう1つは紀伊半島・南海道、東海道沖で起きる地震である。このうち、紀伊半島・南海道沖で発生する地震は、規模が大きいため、津波も、他の津波に比べると、波高が高く、被害も大きい。さらには、南海トラフ沿いの地域も想定され、最大クラスが発生すると波高は最大となり、被害も甚大となると言われている。

宮崎県に人命の損失を含む大被害を与えた津波は、寛文2年(1662年)日向灘沖、宝永4年(1707年)紀伊半島・南海道沖、明和6年(1769年)日向灘沖、安政元年(1854年)東海道・南海道沖、昭和の4つの地震によるものである。また、海外の地震によって被害が生じたものもあり、昭和35年(1960年)チリ地震による津波被害が生じた。

宮崎県に被害をもたらした主な地震、津波を以下に示す。

表 宮崎県に被害をもたらした地震津波

地震名	発生日	マグニチュード
寛文地震	1622.10.31	7.6
宝永地震	1707.10.28	8.4
明和地震	1769.8.29	7.4
安政東海地震	1854.12.23	8.4
安政南海地震	1854.12.24	8.4
チリ地震	1960.5.24	8.5

これらの地震津波による津波被害は古文書等により、おおよそ伺い知ることができる。以下にこれらの地震津波による被害をまとめる。

■寛文地震 1662年10月31日(寛文2年9月20日)

この地震が発生したのは、寛文2年9月19日午前0時頃であった。日向沿岸一帯に大きな被害を与えたが、最大の惨状を呈したのは、青島付近で、殿所村は海中に陥没した。

「一宮巡詣記」には、「熊野原を行き過、たさしと言う所を通りけるに、入海広く見えたり。近き頃までは「とんところ」と云村ありしかとも、大地震に津波来りて、今は入り江になりたりと聞て、」とあり、「延陵世鑑」には「なかにも、宮崎・那珂の両郡甚しく、山崩れ、谷埋れ民屋の破損は数を知らず。海辺の田畑、海となる事凡そ七、八千石に余れり。常に潮の満に、岩の頭をひたす所、地震後は、岩頭三、四尺海底になり、是を以て見れば、地の陥る事、三、四尺余なるべし。前代未聞の大地震なり。」と記されている。また「日向纂記」では「那珂郡の内、下加江田・本郷所々の地陥つて

【 総則編 】

〈第1章 第5節 地震・津波害と被害想定〉

海となること周囲七里三十五町、田畑八千五百石余に及び、米粟二千三百五十石余流失あり、潰家千二百十三戸の内、陥つて海に入るもの二百四十六戸、其人員二千三百九十八戸の内、溺死十五人、牛馬五頭に及へり。飢肥城にも石垣九ヶ所百九十二間破壊し、・」と記されている。

宮崎地方では、大淀河口北岸へ下別府が陥没したため、その地の住民は全部西方別府に避難移住して上野町と称し宮崎市開発の基を成したとされている。

■ 宝永地震 1707年10月28日（宝永4年10月4日）

地震が発生したのは、宝永4年10月4日12時頃であった。

我が国最大級の地震の1つで、家屋倒潰地域は駿河湾中央部・甲斐西部・信濃・東海道・美濃・紀伊・近江・畿内・播磨・大聖寺・富山・出雲・三原・筑後にまで及んだ。

津波の被害は、伊豆半島から九州までの太平洋沿岸及び大阪湾・播磨・伊予・防長を襲い、八丈島をも襲った。

■ 明和地震 1769年8月29日（明和6年7月28日）

地震が発生したのは、明和6年7月28日であった。

地震、津波による被害は、日向灘沿岸各地で起こり、大分城の門、櫓、石垣等が破損、寺社、町屋も大きな被害を受けた。また、高鍋城破損、延岡城石垣破損、築地城の塀破損等の被害を出した。また、薩摩で津波の被害を受けた。

■ 安政東海・南海地震 1854年12月23、24日（安政元年11月4、5日）

この地震は安政東海地震によるものが安政元年11月4日9時頃、安政南海地震によるものが安政元年11月5日16時頃であった。地震津波被害は、安政東海地震が起こって、わずか32時間後に安政南海地震が起こっており、震災や津波の様子を、古文書から2つに区別することが難しい。

安政東海地震による津波の被害は房総半島から高知、九州の太平洋沿岸まで及んだ。特に被害の大きかった地域は、下田・遠州灘・伊勢志摩・熊野灘沿岸である。

安政南海地震による津波の被害は中部から九州に及ぶ。

■チリ地震 1960年5月24日

この地震は南米チリ沖を震源とする地震で、最大2m前後の津波が来襲し、満潮時と重なって、沿岸地域で床上浸水をはじめ、水田の冠水、船舶被害などの被害が生じた。

(出典：平成26年度 宮崎県地域防災計画)

(1) 新富町に影響を及ぼした主な津波の痕跡

本町に被害を及ぼしたと思われる主な津波は、1662年10月31日の日向外所地震(M=7.6)によりもたらされた津波で、規模階級m=2であり、新富町の沿岸域では4～6mの津波高の被害であったことが予想される。

《今村・飯田の津波規模階級》

規模階級 m	津波の高さ H (m)	全エネルギー ×10 ²² (erg)	被害程度
-1	0.5以下	0.06	無し
0	1	0.25	非常にわずかな被害
1	2	1	海岸及び船の被害
2	4～6	4	若干の内陸までの被害や人的損失
3	10～20	16	400km以上の海岸線に顕著な被害
4	30以上	46	500km以上の海岸線に顕著な被害

第4項 日向灘地震の特徴と被害想定概要

1. 地震の特徴

日向灘から薩南・南西諸島東方沖にかけての領域は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込む境界に位置し、過去10数年～数10年間隔でマグニチュード7クラスの地震が発生しており、地震活動が活発な地域となっている。

この領域を震源とする日向灘地震は、今後30年以内にマグニチュード7.6前後の地震が10%程度、マグニチュード7.1前後の地震が70～80%で発生するとされており、本県に大きな被害を及ぼす可能性がある。

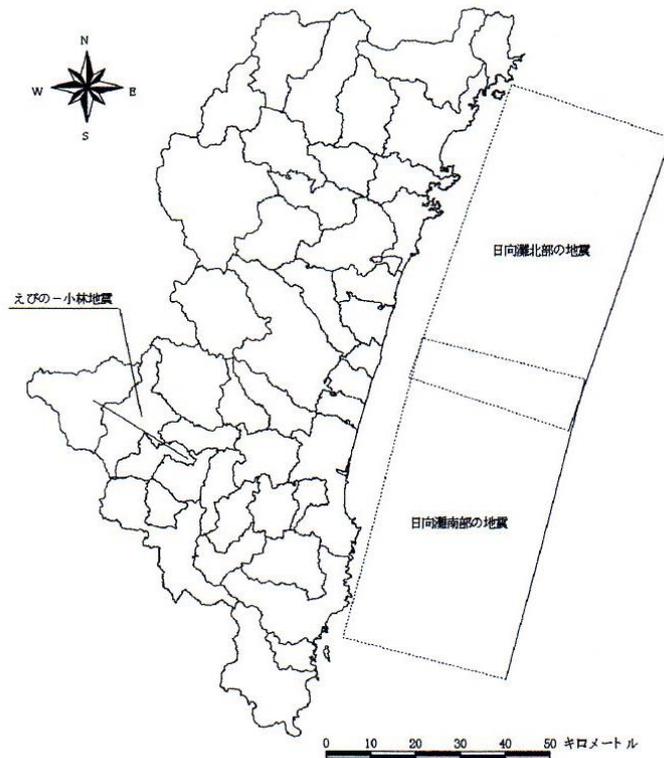


図 日向灘地震の想定震源

日向灘地震の発生確率

	マグニチュード7.6前後	マグニチュード7.1前後
10年以内の発生確率	5%程度	30%～40%
30年以内の発生確率	10%程度	70%～80%
50年以内の発生確率	20%程度	80%～90%

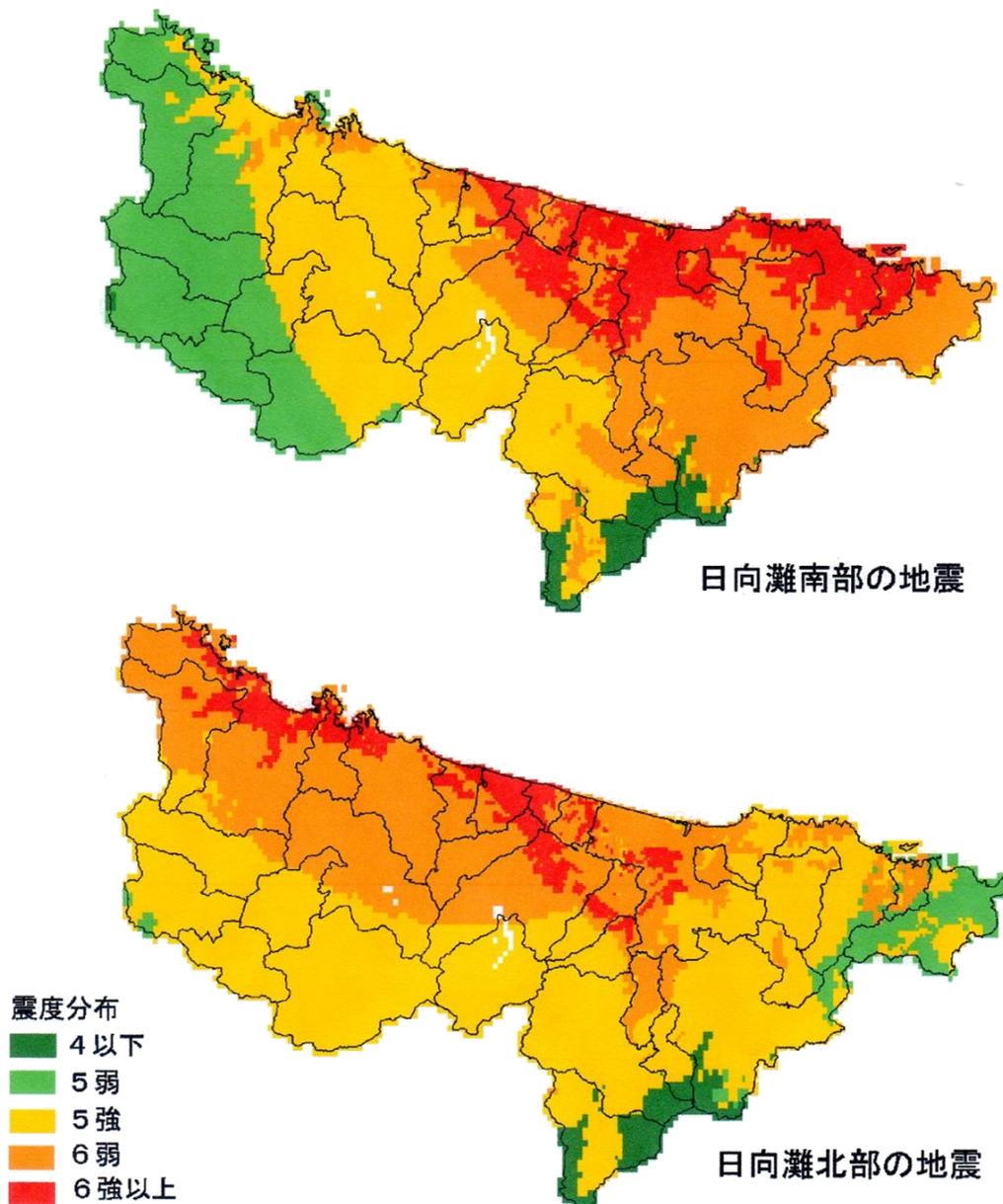
資料：地震調査研究推進本部「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（2013年）」

2. 被害想定 の概要

日向灘地震による被害想定は、過去発生した地震等を考慮して、地震の規模を北部、南部ともにマグニチュード7.5として想定する。

また、津波については、最大高さが日向灘地震よりも東南海・南海地震の方が高いことから、東南海・南海地震による被害を最大被害として採用している。

予測される震度分布、被害想定結果の概要は、以下のとおり。



震度分布図

【 総則編 】

〈第1章 第5節 地震・津波害と被害想定〉

			日向灘北部地震	日向灘南部地震
最大震度			震度6強	震度6強
津波の高さ			約5m	約5m
人的被害	死者数	揺れによるもの	約330名	約880名
		※津波によるもの	最大約670名	最大約670名
建物被害	全壊棟数	揺れによるもの	約14,400棟	約22,600棟
		※津波によるもの	最大5,200棟	最大5,200棟

資料：宮崎県「平成18年度地震減災計画策定に係る地震・津波被害想定調査」による。

震源が本県から近いことから揺れによる被害が最も懸念される。特に、日向灘南部地震が発生すると、県央・県南を中心に死者が約880名、全壊する建物が約22,600棟に及ぶと想定される。

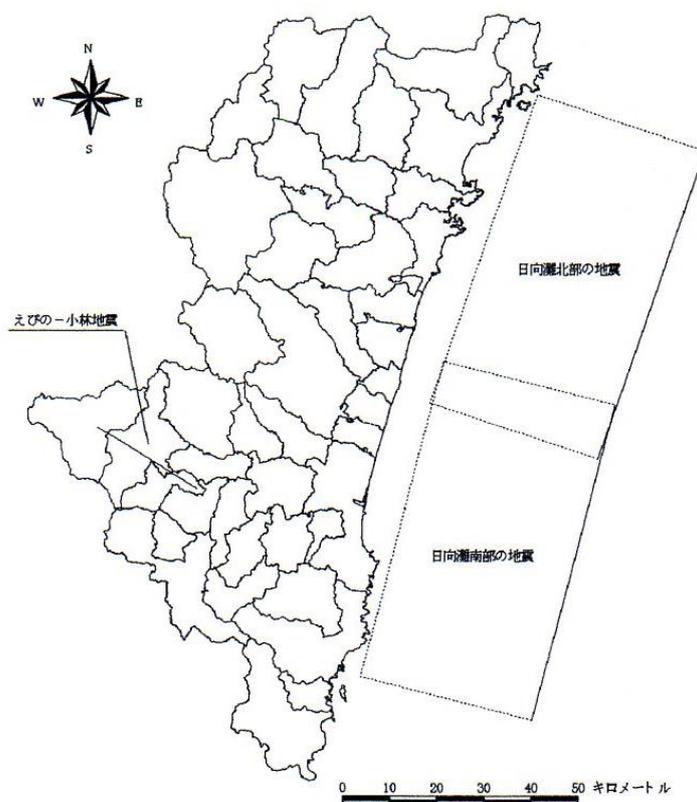
また、津波の高さは、東南海・南海地震によるものより低くなるが、震源が近いことから、地震発生から短時間（早いところで10分以内）で襲来する恐れがある。

第5項 えびの・小林地震の特徴と被害想定概要

1. 地震の特徴

えびの・小林地震の震源域であるえびの市付近は、これまでもたびたび群発的な地震活動を繰り返しており、1968年（昭和43年）には、マグニチュード6.1のえびの地震が発生し、多数の建物被害が発生している。

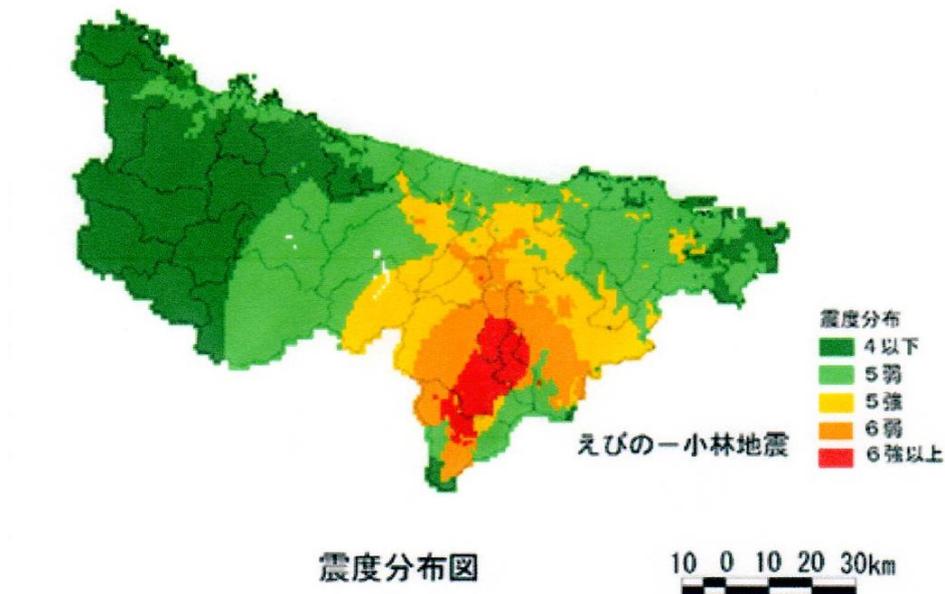
えびの・小林地震は、津波の心配はないが、強い揺れや山崩れ等の土砂災害により大きな被害が発生する可能性がある。



2. 被害想定概要

えびの・小林地震による被害想定は、過去発生した地震等を考慮して、地震の規模をマグニチュード 6.5 として想定する。

予測される震度分布及び被害想定結果の概要は、以下のとおり。



最大震度			震度6強
津波の高さ			—
人的被害	死者数	揺れによるもの	約110名
		津波によるもの	—
建物被害	全壊棟数	揺れによるもの	約4,400棟
		津波によるもの	—

資料：宮崎県「平成18年度地震減災計画策定に係る地震・津波被害想定調査」による。

えびの・小林地震が発生すると、震源から近い西諸県、県央地区に被害が集中し、死者約 110 名、全壊する建物は約 4,400 棟に及ぶと想定される。

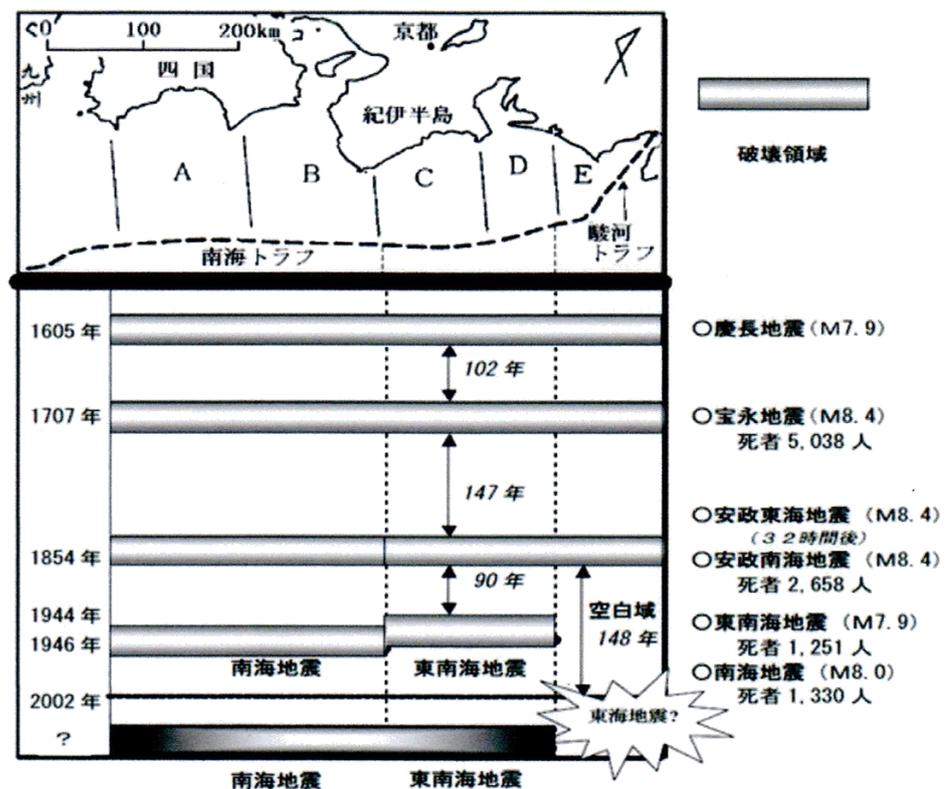
山間部では、強い揺れにより山崩れなどの土砂災害が多数発生する恐れがある。

第6項 東南海・南海地震の特徴と被害想定の概要

1. 地震の特徴

静岡県沖から紀伊半島沖を震源とする東南海地震と紀伊半島から四国沖を震源とする南海地震は、過去100～150年間隔で発生している。直近では昭和19年に東南海地震、昭和21年に南海地震が発生しており、マグニチュード8クラスの地震が今世紀前半にも発生する可能性がある。えびの地震が発生し、多数の建物被害が発生している。

また、東南海地震と南海地震が同時に発生した場合、強い揺れや津波によって、東海地方から九州に至る広域な地域に大きな被害が及ぶと予測されている。

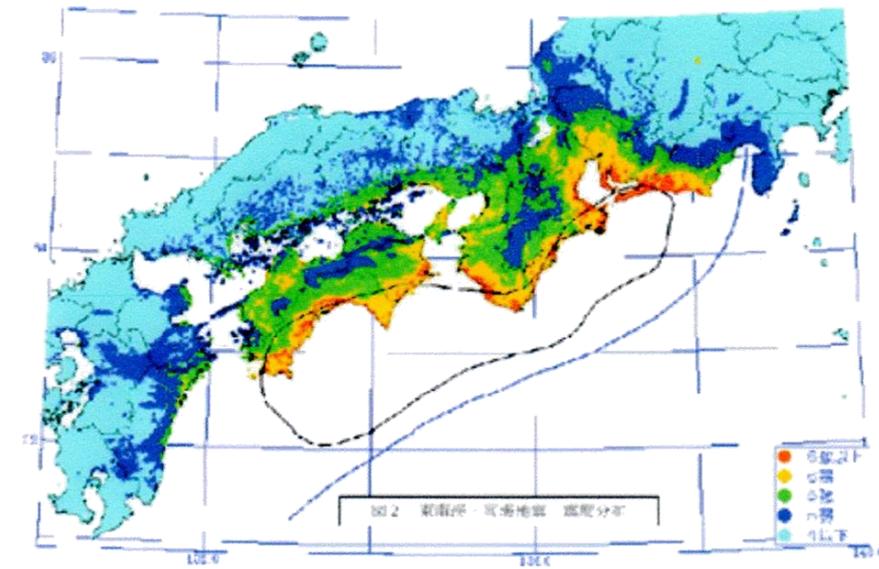


資料：中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門委員会」（2003）

2. 被害想定の概要

東南海・南海地震による被害想定は、東南海地震と南海地震の震源域が同時に破壊される場合を対象とし、地震規模はマグニチュード8.6として想定する。

予測される震度分布及び被害想定結果の概要は、以下のとおり。



出典：中央防災会議「東南海・南海地震等に専門調査会」

最大震度		震度6弱	
津波の高さ		約6m	
人的被害	死者数	揺れによるもの	約20名
		※津波によるもの	約670名
建物被害	全壊棟数	揺れによるもの	約700棟
		※津波によるもの	約5,200棟

資料：中央防災会議「東南海・南海地震等に関する専門調査会」による。
 ※ただし、津波による被害（人的・建物）は、宮崎県「平成18年度地震減災計画策定に係る地震・津波被害想定調査」による。

震源が本県から離れているため、揺れによる被害よりも津波による被害が大きくなっている。

東南海・南海地震が発生した場合、揺れが小さくても予想以上に高い津波が襲来する恐れがあるので、沿岸部では十分注意が必要である。

第7項 南海トラフ巨大地震の特徴と被害想定概要

1. 地震の特徴

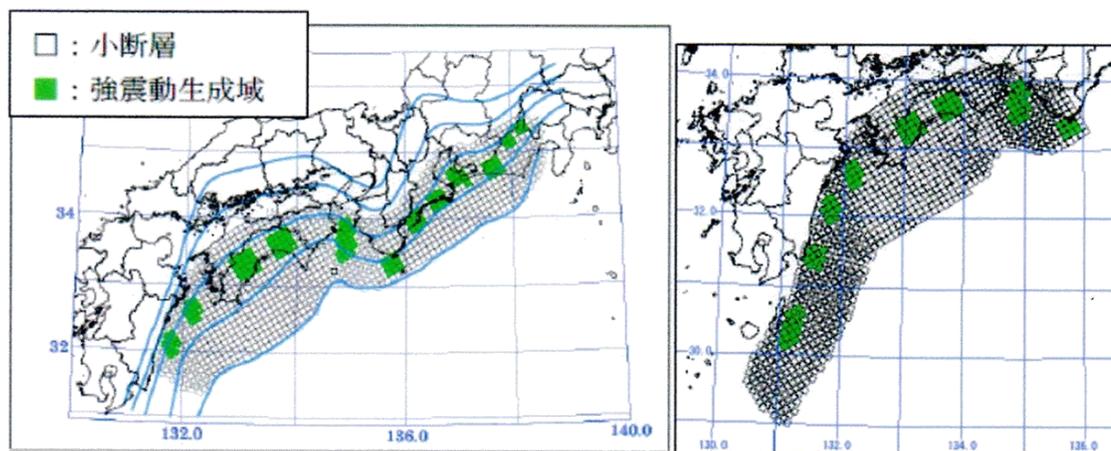
静岡県駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび東南海・南海地震（マグニチュード8クラス）や日向灘地震（マグニチュード7クラス）などが発生しており、国は、「東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、南海トラフで科学的に考えられる最大クラスの地震予測として、南海トラフ内全体でマグニチュード9クラスの地震が発生した場合の震度分布や津波高、各種被害の想定を公表した。

本県では、この国の想定を踏まえながら、県内の現況を可能な限り反映させ、地震・津波に関するより詳細な予測を行うとともに、それらに起因する各種被害の想定を行った。

(1) 強震断層モデル

内閣府の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」公表(2012.8)の4ケースのうち、宮崎県に大きな影響を及ぼす「陸側ケース」を選定した。

また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルとして、県南部沖に強震動生成域を新たに配置したモデルを選定した。



強震断層モデル (左) 内閣府モデル (M9.0)

※強震動生成域：強い地震を発生させるところ

(右) 宮崎県独自モデル (M8.9)

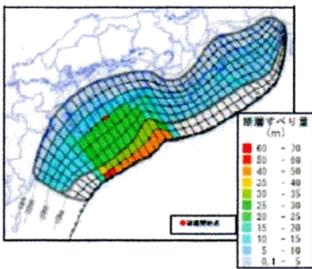
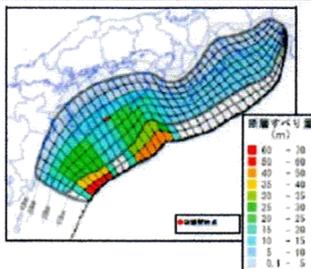
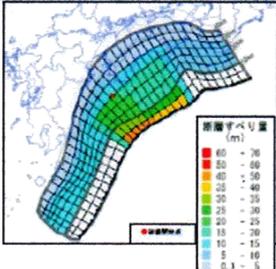
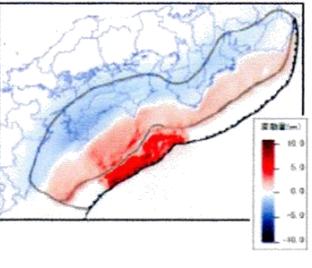
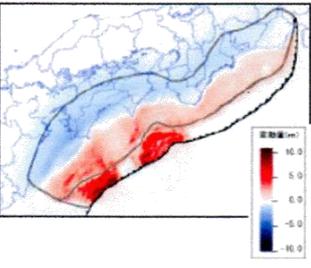
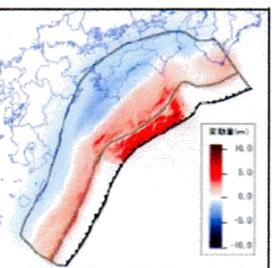
【 総則編 】

〈第1章 第5節 地震・津波害と被害想定〉

(2) 津波断層モデル

内閣府の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」公表(2012.8)の11ケースのうち、宮崎県沿岸に大きな影響を及ぼす「ケース④」「ケース⑩」を選定した。

また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルを想定した。

		南海トラフの巨大地震 (考える最大クラス)		
		「南海トラフの巨大地震モデル検討会」 公表 (H24.8.29) による想定地震津波		「宮崎県独自モデル」 による想定地震津波
対象 津波		(ケース④)	(ケース⑩)	
マグニ チュード		Mw = 9.1		Mw = 9.1
使用 モデル		南海トラフの巨大地震モデル検討会 (第二次報告) モデル (以下、内閣府モデル)		宮崎県独自モデル
概要	説明	内閣府が東北地方太平洋沖地震を教訓とし、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波として想定。		東北地方太平洋沖地震において、複数の震源域が連動して大規模地震となった現象を踏まえて、防災上の観点から、日向灘で発生する地震による断層破壊が、周辺の一定の領域 (セグメント) まで広がった場合の巨大な地震・津波として想定。
	震源域			
	地盤の鉛直方向変動量分布			

津波断層モデル

2. 被害想定 の概要

(1) 地震動について

宮崎県内に最大クラスの揺れをもたらすと想定される強震断層モデルとして、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表(2012.8)の4ケースのうち、宮崎県に大きな影響を及ぼす「陸側ケース」を選定した。

また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルとして、県南部沖に強震動生成域(SMGA)を新たに配置したモデルを想定した。

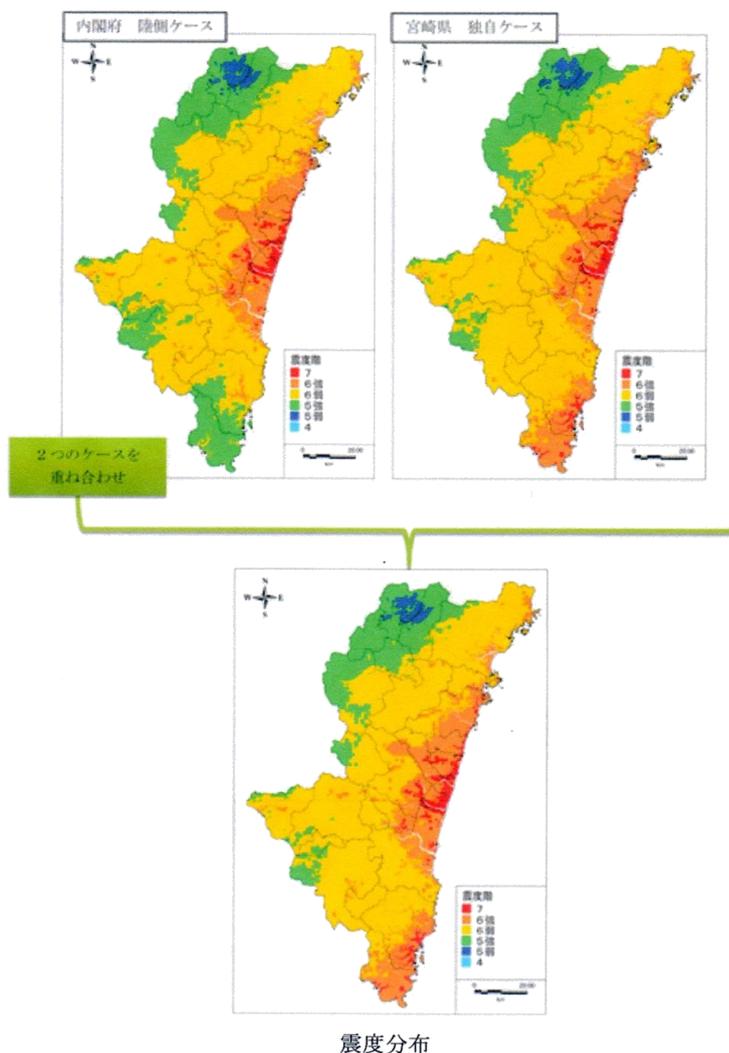
以上の計2つのモデルによる地震動の想定結果を重ね合わせて、最大クラスの地震動を想定した。

本町において予測される震度分布は、以下のとおり。

想定ケースの種類	震度
内閣府 陸側ケース	7
宮崎県 独自ケース	7
宮崎県 (H25.9) 最大値	7
内閣府 (H24.8) 最大値	7

いずれの場合も、震度7の想定であり、県内最大震度に相当する。

また、宮崎県(H25.9)の想定で震度7が想定される地域は6市7町であり、本町もその一つである。



【 総則編 】

〈第1章 第5節 地震・津波害と被害想定〉

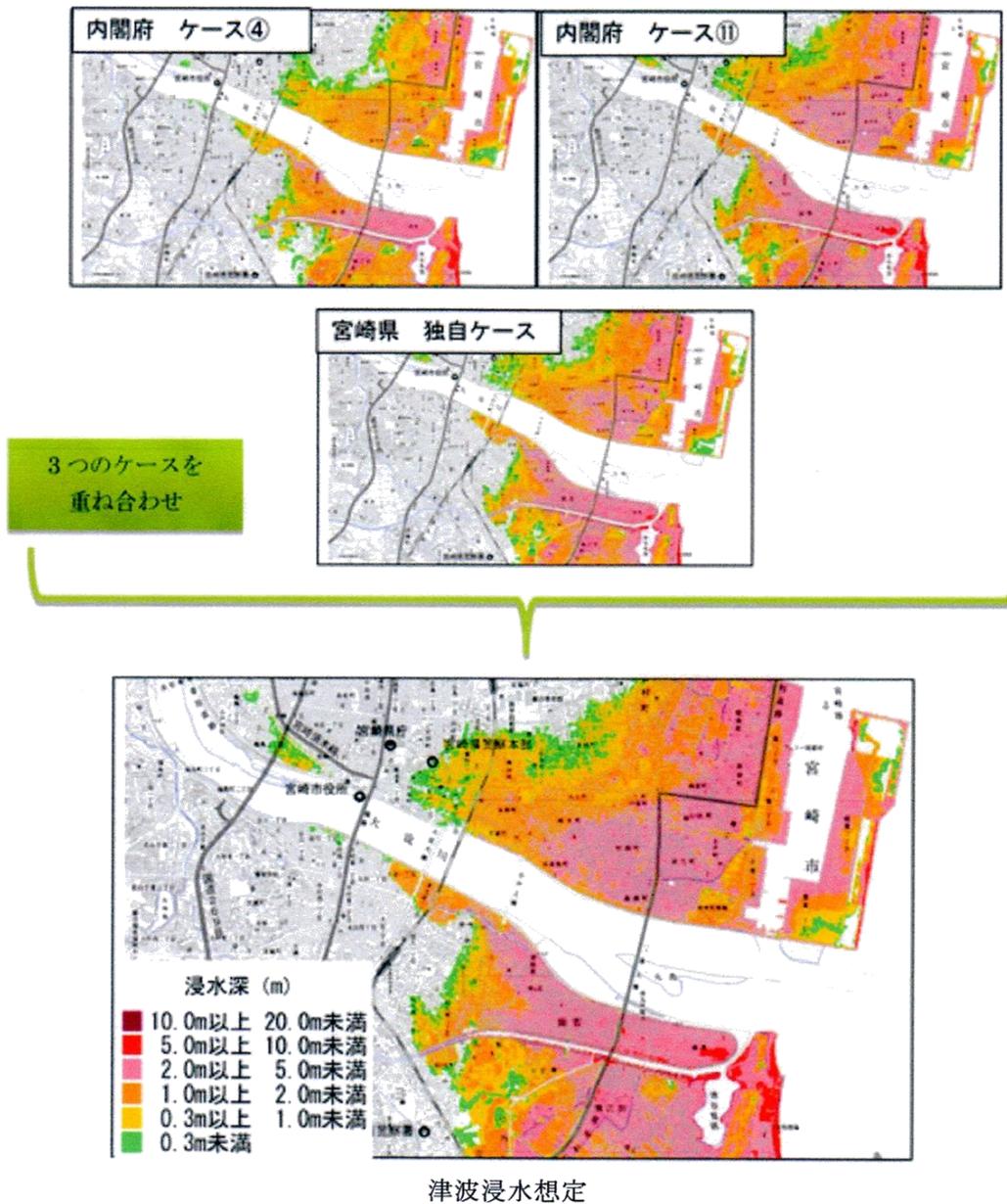
(2) 津波浸水について

宮崎県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表(2012.8)の11ケースのうち、宮崎県沿岸に大きな影響を及ぼす「ケース④」「ケース⑩」を選定した。

また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルを想定した。

以上の計3つのモデルによる津波の想定結果を重ね合わせて、最大クラスの津波を想定した。

予測される津波浸水想定は、以下のとおり。



(3) 被害想定について

県内に影響の大きい2つのケースについて、各種想定を行った。

【想定ケース①】

内閣府（2012）が設定した強震断層モデル（陸側ケース）及び津波断層モデル（ケース①）を用いて、本県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。

【想定ケース②】

県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。

(最大震度及び最大津波高)

最大震度		最大津波高	
宮崎県	新富町	宮崎県	新富町
震度 7	震度 7	17m	10m

(被害想定)

建物及び人的被害

項目	内閣府の想定 (2012.8公表)	県の想定（令和2年）	
		想定ケース①	想定ケース②
建物被害（全壊棟数）	約 83,000 棟	約 80,000 棟	約 78,000 棟
人的被害（死者数）	約 42,000 人	約 15,000 人	約 14,000 人

・その他の被害

表－想定ケース①によるその他の被害結果

項目	1日後	1週間後	1ヵ月後	対象数
①避難者	約33万人	約39万人	約38万人	約114万人
②避難所の災害時要援護者	約5万人	約5万人	約3万人	約25万人
項目	災害廃棄物	津波堆積物	合計	
③災害廃棄物等	約750万トン	約390～830万トン	約1,100～1,600万トン	
項目	可能性のある集落	対象数		
④孤立集落	69箇所	575箇所		

表－想定ケース②によるその他の被害結果

項目	1日後	1週間後	1ヵ月後	対象数
①避難者	約33万人	約40万人	約39万人	約114万人
②避難所の災害時要援護者	約5万人	約5万人	約3万人	約25万人
項目	災害廃棄物	津波堆積物	合計	
③災害廃棄物等	約720万トン	約370～790万トン	約1,100～1,500万トン	
項目	可能性のある集落	対象数		
④孤立集落	93箇所	575箇所		

・経済被害

表－想定ケース①による経済被害結果

項目	被害
資産などの被害額	約5.3兆円
生産・サービス低下による影響	約0.9兆円
交通寸断による影響	約1.1兆円

表－想定ケース②による経済被害結果

項目	被害
資産などの被害額	約5.2兆円
生産・サービス低下による影響	約0.9兆円
交通寸断による影響	約1.0兆円

その他係留施設	約158箇所	206箇所
---------	--------	-------

【 総則編 】

〈第1章 第5節 地震・津波害と被害想定〉

(4) 本町における被害想定について

ここでは、「宮崎県地震・津波及び被害の想定について」平成25年10月を基に、本町における被害想定を以下にまとめる。

1) 町の被害の特徴

宮崎県のシミュレーションによると、南海トラフ巨大地震が発生した場合、本町における最大震度は7と想定されている。また、本町の南部の一ツ瀬川沿岸では液状化の発生も想定されている。さらに、地震による建築物の全壊・消失棟数は2,300棟、死者数350人（現在の津波避難ビル有りを想定）危惧されるほか、液状化による被害の危険性もある。

① 建物被害：全半壊棟数

	液状化		揺れ		急傾斜地崩壊		津波		火災	合計	
	全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	焼失 (棟)	全壊・焼失 (棟)	半壊 (棟)
ケース① 冬18時	約20	約130	約1,900	約1,500	約10	約20	約70	約290	約20	約2,000	約1,900
ケース② 冬18時	約20	約150	約2,000	約1,500	約10	約20	約30	約160	約20	約2,000	約1,800

② 人的被害その1：死傷者数 冬深夜 現状の津波避難ビル有

	建物倒壊				急傾斜地崩壊		火災		津波		合計	
	死者 (人)	家具 (人)	負傷者 (人)	家具 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)
ケース①	約140	約10	約500	約110	-	-	-	-	約110	約30	約250	約530
ケース②	約140	約10	約500	約110	-	-	-	-	約50	約20	約200	約530

※「-」：わずか

*四捨五入の関係で必ずしも合計は一致しない

③ 人的被害その2：要救助者数（自力脱出困難者数）

	揺れによる建物倒壊に伴う要救助者数
	(人)
(ケース① 冬深夜)	約 490
(ケース① 夏 12 時)	約 220
(ケース① 冬 18 時)	約 320
(ケース② 冬深夜)	約 510
(ケース② 夏 12 時)	約 230
(ケース② 冬 18 時)	約 330

④ ライフライン被害

津波被害に特化せず、地震災害による被害想定結果を以下にまとめる。

・ 上水道

	給水人口 (人)	被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 ヶ月後	
		断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
想定 ケース ①	約 18,000	約 18,000	100%	約 18,000	100%	約 16,000	90%	約 7,400	42%
想定 ケース ②	約 18,000	約 18,000	100%	約 18,000	100%	約 16,000	91%	約 7,700	44%

・ 電力

	電灯軒数 (棟)	被災直後		被災 1 日後		被災 4 日後		被災 1 週間後	
		停電棟数 (棟)	停電率 (%)	停電棟数 (棟)	停電率 (%)	停電棟数 (棟)	停電率 (%)	停電棟数 (棟)	停電率 (%)
想定 ケース ①	約 8,700	約 8,600	99%	約 7,600	88%	約 3,100	36%	約 770	9%
想定 ケース ②	約 8,700	約 8,600	99%	約 7,700	89%	約 3,100	36%	約 710	8%

【 総則編 】

〈第1章 第5節 地震・津波害と被害想定〉

・ 通信 固定電話

	回線数 (回線)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
		不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)
想定 ケース ①	約 5,400	約 5,400	99%	約 4,800	89%	約 560	10%	約 90	2%
想定 ケース ②	約 5,400	約 5,400	99%	約 4,800	89%	約 470	9%	約 30	0%

・ 通信 携帯電話

	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
	停派基 地局率 (%)	不通 ランク	停派基 地局率 (%)	不通 ランク	停派基 地局率 (%)	不通 ランク	停派基 地局率 (%)	不通 ランク
想定 ケース ①	15%	A	100%	A	50%	C	23%	-
想定 ケース ②	15%	A	100%	A	51%	C	23%	-

※「-」：わずか

※携帯電話不通ランク A：非常につながりにくい、B：つながりにくい、C：ややつながりにくい

⑤ 交通施設被害

・ 道路

	津波浸水域被害 (箇所)	津波浸水域外被害 (箇所)	計 (箇所)
想定ケース①	-	約 30	約 40
想定ケース②	-	約 30	約 40

※「-」：わずか

⑥ 生活への影響

・被災者

	被災1日後			被災1週間後			被災1ヶ月後		
	避難者 (人)	避難所	避難所外	避難者 (人)	避難所	避難所外	避難者 (人)	避難所	避難所外
想定ケース①	約 7,300	約 4,500	約 2,800	約 8,900	約 4,800	約 40,000	約 10,000	約 3,100	約 7,300
想定ケース②	約 7,000	約 4,200	約 2,700	約 8,900	約 4,700	約 4,200	約 11,000	約 3,200	約 7,400

・帰宅困難者

	就業者・通学者数 (人)	帰宅困難者 (人)
想定ケース①	約 8,100	約 1,100
想定ケース②	約 8,100	約 1,100

⑦ 災害廃棄物等

	災害廃棄物 (トン)			災害廃棄物 (万 m ³)		
	災害 廃棄物	津波 堆積物	計	災害 廃棄物	津波 堆積物	計
想定ケース①	約 30	約 10	約 40	約 30	約 10	約 40
想定ケース②	約 30	約 10	約 40	約 30	約 10	約 40

⑧ 要配慮者

	被災1日後			被災1週間後			被災1ヶ月後		
	避難者 (人)	避難所	避難所外	避難者 (人)	避難所	避難所外	避難者 (人)	避難所	避難所外
想定ケース①	約 1,400	約 860	約 540	約 1,700	約 920	約 700	約 2,000	約 590	約 1,400
想定ケース②	約 1,300	約 810	約 520	約 1,700	約 890	約 800	約 2,000	約 610	約 1,400

⑨ 孤立集落 (孤立可能性のある集落)

	総数 (箇所)	農業集落 (箇所)	漁業集落 (箇所)	計 (箇所)
想定ケース①	0	0	0	0
想定ケース②	0	0	0	0

*四捨五入の関係で必ずしも合計は一致しない

第6節 防災関係機関の業務大綱

第1項 実施責任

防災関係機関は、その施策が直接的、間接的であることを問わず、一体となって災害の防止に寄与するよう配慮しなければならない。

各防災関係機関の防災活動の実施責任の所在及び処理すべき事務または業務の大綱は次のとおりである。

1. 新富町

町は、地域並びに地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、防災対策活動の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災対策活動を実施するものとする。

(1) 新富町

【災害予防対策】

1. 町防災会議に係る事務に関する事
2. 災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事
3. 防災施設の整備に関する事
4. 防災に係る教育、訓練に関する事
5. 県及び防災関係機関との連絡調整に関する事
6. 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事
7. 生活必需品、応急食料等の備蓄に関する事
8. 給水体制の整備に関する事
9. 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関する事
10. 災害危険区域の把握に関する事
11. 各種災害予防事業の推進に関する事
12. 防災知識の普及に関する事

【災害応急対策】

13. 水防・消防等応急対策に関する事
14. 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事
15. 避難の指示・勧告及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事
16. 災害時における文教、保健衛生に関する事
17. 災害広報に関する事
18. 被災者の救難、救助その他の保護に関する事

新富町

19. 復旧資機材の確保に関する事
20. 災害対策要員の確保・動員に関する事
21. 災害時における交通、輸送の確保に関する事
22. 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関する事

【災害復旧対策】

23. 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関する事
24. 災害弔慰金・災害障害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付に関する事
25. 町民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関する事
26. 義援金品の受領、配分に関する事

2. 宮崎県

県は、地域及び地域住民の生命、身体・財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域をこえて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどの場合において、国との連絡調整を図るとともに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

又、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

(1) 宮崎県

【災害予防対策】

1. 防災会議に係る事務に関する事
2. 宮崎県災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事
3. 防災施設の整備に関する事
4. 防災に係る教育、訓練に関する事
5. 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事
6. 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事
7. 食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄に関する事
8. 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関する事
9. 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関する事
10. 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関する事
11. 防災知識の普及に関する事

【災害応急対策】

12. 災害予警報等情報の収集・伝達に関する事
13. 町の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事
14. 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関する事
15. 災害救助法の適用に関する事
16. 災害時の防疫その他保健衛生に関する事

宮崎県

17. 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること
 18. 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること
 19. 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること
 20. 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること
 21. 自衛隊の災害派遣要請に関すること
 22. 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること
 23. 地域安全対策に関すること
- 【災害復旧対策】**
24. 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること
 25. 物価の安定に関すること
 26. 義援金品の受領、配分に関すること
 27. 災害復旧資材の確保に関すること
 28. 災害融資等に関すること
- (2) 宮崎県警察本部（高鍋警察署）
- 【災害予防対策】**
1. 災害警備計画に関すること
 2. 通信確保に関すること
 3. 関係機関との連絡協調に関すること
 4. 災害装備資機材の整備に関すること
 5. 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
 6. 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
 7. 防災知識の普及に関すること
- 【災害応急対策】**
8. 災害情報の収集及び伝達に関すること
 9. 被害実態の把握に関すること
 10. 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること
 11. 行方不明者の調査に関すること
 12. 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること
 13. 不法事案等の予防及び取締りに関すること
 14. 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること
 15. 避難路及び緊急交通路の確保に関すること
 16. 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること
 17. 広報活動に関すること
 18. 死体の見分・検視に関すること

<p>3. 消防</p>	<p>消防本部、消防署、消防団等の消防機関</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 消防施設・消防体制に関する事 2. 救助及び救援体制に関する事 3. 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事 4. 消防知識の啓発に関する事 5. 火災発生時の消火活動に関する事 6. 水防活動の協力・援助に関する事 7. 被災者の救助・救援に関する事
<p>4. 自衛隊</p>	<p>自衛隊（陸上自衛隊第43普通科連隊、航空自衛隊新田原基地）</p> <p>【災害予防対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害派遣計画の作成に関する事 2. 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関する事 <p>【災害応急対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関する事
<p>5. 指定地方行政機関</p>	<p>指定地方行政機関は、地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定行政機関等と相互に協力連携して防災対策活動を実施する。</p> <p>又、町の防災活動が円滑的確に行われるように、積極的に勧告、指導、助言などの措置を取るものとする。</p>
<p>(1) 九州管区警察局</p>	<p>【災害予防対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 警備計画等の指導に関する事 <p>【災害応急対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事 3. 広域的な交通規制の指導調整に関する事 4. 他の管区警察局との連携調整に関する事 5. 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事 6. 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関する事 7. 警察通信の運用に関する事 8. 津波警報の伝達に関する事

指定地方行政機関

(2) 九州財務局（宮崎財務事務所）

【災害応急対策】

1. 災害時における金融措置に関する事
2. 国有財産の無償貸付等の措置に関する事

【災害復旧対策】

3. 地方公共団体に対する災害融資に関する事
4. 被災施設の復旧事業費の査定立会いに関する事

(3) 九州厚生局

1. 災害状況の情報収集、通報に関する事

(4) 九州農政局

【災害予防対策】

1. 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関する事

【災害応急対策】

2. 農地関係被害の調査・報告に関する事
3. 災害時における病虫害に防除及び家畜の管理等に関する事
4. 畜産物の需給調整に関する事

【災害復旧対策】

5. 農業協同組合等に対する融資等に関する事
6. 農地・農業用施設の復旧対策の指導に関する事
7. 農地・農業用施設の復旧事業費の査定に関する事
8. 土地改良機械の緊急貸付に関する事
9. 被害農林漁業者等に対する災害融資に関する事
10. 技術者の緊急派遣等に関する事

(5) 九州経済産業局

【災害予防対策】

1. 火薬類・高圧ガス・液化石油ガス・石油及び電気施設等の保安確保対策の推進に関する事
2. 地盤沈下の防止に関する事
3. 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関する事

【災害応急対策】

4. 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関する事
5. 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関する事

指定地方行政機関

(6) 九州運輸局(宮崎運輸支局、宮崎海運支局)

【災害予防対策】

1. 交通施設及び設備の整備に関する事
2. 宿泊施設等の防災設備に関する事

【災害応急対策】

3. 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関する事
4. 災害時における所管事業に関する情報の収集に関する事
5. 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関する事
6. 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関する事
7. 緊急輸送命令に関する事

(7) 九州森林管理局(西都児湯森林管理署)

【災害予防】

1. 国有保安林・治山施設の整備に関する事
2. 林野火災予防体制の整備に関する事

【災害応急対策】

3. 林野火災対策の実施に関する事
4. 災害対策用材の供給に関する事

【災害復旧】

5. 復旧対策用材の供給に関する事

(8) 宮崎海上保安部

【災害予防対策】

1. 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関する事
2. 流出油防除資機材の整備及び油防除組織の育成指導に関する事

【災害応急対策】

3. 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関する事
4. 海難の救助及び危険物等の海上流出対策に関する事
5. 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関する事
6. 海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関する事

指定地方行政機関

(9) 福岡管区気象台(宮崎地方気象台)

【災害予防対策】

1. 防災気象知識の普及及び指導に関する事
2. 気象災害防止のための統計調査に関する事

【災害応急対策】

3. 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報、警報 発表及び通報に関する事
4. 地震情報の発表及び通報に関する事
5. 災害発生時における気象、地象、水象観測資料の提供に関する事

(10) 九州総合通信局

【災害予防対策】

1. 非常通信体制の整備に関する事
2. 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事

【災害応急対策】

3. 災害時における電気通信の確保に関する事
4. 非常通信の統制、管理に関する事
5. 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事
6. 災害時における移動通信機器及び移動電源車の貸出しに関する事

(11) 宮崎労働局

【災害予防】

1. 工場事業者の災害防止のための指導監督に関する事
2. 産業災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関する事

【災害応急対策】

3. 労働者の業務上の災害補償保険に関する事
4. 被災後、工場等の産業現場において、有害物の漏えい、建造物の倒壊、地山の崩壊等の二次的災害の防止に関する事
5. 復旧工事における労働災害の防止に関する事

(12) 宮崎農政事務所

【災害予防対策】

1. 応急食糧（米穀）及び乾パンの備蓄に関する事

【災害応急対策】

2. 災害時における主要食糧の需給調整に関する事

指定地方行政機関

(13) 九州地方整備局（宮崎河川国道事務所、宮崎港湾・空港整備事務所）

国土交通大臣が直接管理する河川・道路等について下記の措置をとる

【災害予防】

1. 気象観測通報についての協力に関する事
2. 防災上必要な教育及び訓練等に関する事
3. 災害危険区域の選定又は指導に関する事
4. 防災資機材の備蓄、整備に関する事
5. 雨量、水位等の観測体制の整備に関する事
6. 道路、橋梁等の耐震性の向上に関する事
7. 水防警報等の発表及び伝達に関する事
8. 港湾施設の整備と防災管理に関する事

【災害応急対策】

9. 洪水予警報の発表及び伝達に関する事
10. 水防活動の指導に関する事
11. 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事
12. 災害広報に関する事
13. 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関する事
14. 緊急物資及び人員輸送活動に関する事
15. 海上の流出油に対する防除措置に関する事

【災害復旧】

16. 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関する事
17. 港湾、海岸保全施設等の応急工法の指導に関する事

【その他】

18. 国土交通省所管施設について、緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する申し合わせに基づく適切な緊急対応の実施に関する事

(14) 九州地方環境事務所

1. 所管業務に係る情報収集及び連絡調整に関する事
2. 所管業務に係る情報提供並びに対策支援等に関する事

6. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災対策活動を推進するとともに、町の活動が円滑に的確に行われるように協力援助するものとする。

指定公共機関

(1) 日本郵便株式会社（新富、新田、上新田郵便局）

【災害予防対策】

1. 災害時における郵政事業に係る特別事務取扱及び援護対策
2. 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資
3. 災害時における郵政事業運営の確保

(2) 九州旅客鉄道株式会社（日向新富駅）

【災害予防対策】

1. 鉄道施設の防火管理に関すること
2. 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
3. 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること

【災害応急対策】

4. 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること
5. 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること

【災害復旧対策】

6. 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

(3) 西日本電信電話株式会社（宮崎支店）

【災害予防対策】

1. 電気通信設備の整備と防災管理に関すること
2. 応急復旧用通信施設の整備に関すること

【災害応急対策】

3. 気象警報の伝達に関すること
4. 災害時における重要通信に関すること
5. 災害関係電報、電話料金の減免に関すること

(4) 日本銀行（宮崎事務所）

【災害予防・応急対策】

1. 災害時における緊急措置の指導に関すること

指定公共機関

(5) 日本赤十字社（宮崎県支部）

【災害予防対策】

1. 災害医療体制の整備に関する事
2. 災害医療用薬品等の備蓄に関する事

【災害応急対策】

3. 災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事
4. 避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関する事

(6) 日本放送協会（宮崎放送局）

【災害予防対策】

1. 防災知識の普及に関する事
2. 災害時における放送の確保対策に関する事

【災害応急対策】

3. 気象予警報等の放送周知に関する事
4. 避難所等への受信機の貸与に関する事
5. 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事
6. 災害時における広報に関する事

【災害復旧対策】

7. 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事

(7) 西日本高速道路株式会社（九州支社宮崎高速道路事務所）

【災害予防対策】

1. 高速道路等の整備と防災管理に関する事

【災害応急対策】

2. 高速道路等の疎通の確保に関する事

【災害復旧対策】

3. 被災道路の復旧事業の推進に関する事

(8) 日本通運株式会社（宮崎支店）

【災害予防対策】

1. 緊急輸送体制の整備に関する事

【災害応急対策】

2. 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関する事

【災害復旧対策】

3. 復旧資材等の輸送協力に関する事

指定公共機関	
	<p>(9)九州電力送配電株式会社（高鍋配電事業所）</p> <p>【災害予防対策】</p> <p>1. 電力施設の整備と防災管理に関すること</p> <p>【災害応急対策】</p> <p>2. 災害時における電力の供給確保に関すること</p> <p>【災害復旧対策】</p> <p>3. 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること</p>
指定地方公共機関	
	<p>(1) 宮崎交通株式会社</p> <p>【災害予防・災害応急対策】</p> <p>1. 災害時における被災者のバスによる輸送の確保</p> <p>2. 災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送</p> <p>3. 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送</p> <p>(2) 宮崎日日新聞社</p> <p>【災害予防対策】</p> <p>1. 防災知識の普及に関すること</p> <p>2. 災害時における報道の確保対策に関すること</p> <p>【災害応急対策】</p> <p>3. 気象予警報等の報道周知に関すること</p> <p>4. 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること</p> <p>5. 災害時における広報に関すること</p> <p>【災害復旧対策】</p> <p>6. 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること</p> <p>(3) 宮崎運輸株式会社、センコー株式会社、宮崎トラック協会</p> <p>1. 緊急輸送体制の整備に関すること</p> <p>2. 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること</p> <p>3. 復旧資材等の輸送協力に関すること</p> <p>(4) 一般社団法人宮崎県建設業協会</p> <p>1. 災害時における応急対策</p>

指定地方公共機関

(5) 株式会社宮崎放送、株式会社テレビ宮崎、株式会社エフエム宮崎

【災害予防対策】

1. 防災知識の普及に関する事
2. 災害時における放送の確保対策に関する事

【災害応急対策】

3. 気象予警報等の放送周知に関する事
4. 避難所等への受信機の貸与に関する事
5. 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事
6. 災害時における広報に関する事

【災害復旧対策】

7. 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事

(6) 宮崎県医師会（児湯医師会及び西都市・西児湯医師会）

【災害予防・災害応急対策】

1. 災害時における医療救護・助産の活動に関する事
2. 負傷者に対する医療活動に関する事

(7) 宮崎県歯科医師会（西都・児湯歯科医師会）

【災害予防・災害応急対策】

1. 災害時における歯科医療の実施
2. 身元不明遺体の個体識別の実施

(8) 宮崎県薬剤師会（西都支部）

【災害予防・災害応急対策】

1. 災害時における医薬品の調剤・備蓄・供給

(9) 宮崎県看護協会

【災害予防・災害応急対策】

1. 災害時における看護の実施

(10) 宮崎県LPガス協会

【災害予防・災害応急対策】

1. ガス供給施設の整備と防災管理に関する事
2. 災害時におけるガス供給の確保に関する事
3. 被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事

7. その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、町又は県の防災計画に示された措置、対策、事業等について十分な把握を行い、それぞれの実情等に応じて平素から災害の予防体制の整備を図るとともに、災害時には的確な災害対策活動を実施するものとする。

(1) 一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団

【災害予防・災害応急対策】

1. 町が行う被害状況調査及び応急給水への協力に関する事
2. 応急給水活動用資機材及び災害復旧用資機材の整備に関する事
3. その他、町水道課に準ずる業務に関する事

(2) 土地改良区

【災害予防・災害応急対策】

1. 土地改良施設の整備
2. 農地湛水の防排除活動
3. 農地及び農業施設の被害調査及び復旧

(3) 社会福祉協議会

【災害予防・災害応急対策】

1. 災害時におけるボランティア活動の実施に関する事
2. 町の行う防災活動に対して公共的業務の協力に関する事

(4) J A児湯、児湯森林組合、新富町漁業協同組合

【災害予防・災害応急対策】

1. 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関する事
2. 農林水産関係の県、町の実施する被害調査、応急対策に対する協力に関する事
3. 被災農林水産業者に対する融資及びその斡旋に関する事
4. 被災農林水産業者に対する生産資材の確保斡旋に関する事

(5) 新富町商工会

【災害予防・災害応急対策】

1. 災害時における物価安定についての協力に関する事
2. 災害救助用及び復旧用物資の確保についての協力に関する事

(6) 新富町建設業協会

【災害予防・災害応急対策】

1. 土木建築工事に関わる災害応急対策及び災害復旧対策についての協力に関する事
2. 災害救助用及び復旧用工作機器の確保についての協力に関する事

【 総則編 】

〈第1章 第6節 防災関係機関の業務大綱〉

	<p>(7) 新富町管水道工事業協同組合</p> <p>【災害予防・災害応急対策】</p> <p>1. 水道管施設の復旧についての協力に関する事</p> <p>(8) 高圧ガス、危険物等関係施設の管理者</p> <p>【災害予防・災害応急対策】</p> <p>1. 災害時における危険物等の保安処置及びガス等燃料の供給に関する事</p>
<p>その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p>	
	<p>(9) 生活協同組合、各種社会福祉団体、区長会・老人クラブ連合会・地域婦人連絡協議会等の団体、自治会等地域住民組織、その他公共的な活動を営むもの</p> <p>【災害予防・災害応急対策】</p> <p>1. 町の行う防災活動に対して公共的業務の協力に関する事</p>

第2項 住民の責務

基本法の平成7年の改正により、「地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するように努めなければならない（基本法第7条第2項）」と定められたところである。

住民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災の原点にたち、日頃から防災に関する知識の習得、防災訓練等への参加など防災対策に必要な活動に努めるものとする。

また、災害時には避難についての協力、応急措置への協力等防災に寄与するものとする。

第3項 減災に向けた町民の取り組み

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、町、県、公共機関、事業者、住民それぞれの防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成してゆけるものである。

特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する。

第4項 災害及び災害対策活動に関する調査研究の推進

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策活動を推進するため、地域の災害要因の研究、他の地域の災害及び災害対策の研究、被害想定と防災体制等について継続的な調査研究を実施するものとする。

第5項 災害及び社会構造の変化に対応する地域防災計画の修正

近年、都市化、高齢化、国際化、情報化など著しい社会構造の変化により、災害脆弱性の高まりが見られるところである。

町、県はもとより防災関係機関はこれらの変化に十分配慮した防災対策活動を推進することが求められる。

【 総則編 】

〈第1章 第6節 防災関係機関の業務大綱〉

そのため、特に次のような変化について十分な対応を図るものとする。

1. 危険地域への居住地の拡大等を防ぐため、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報の公開などの安全確保対策等を講ずる必要がある。
2. 高齢者(とりわけ高齢者のみの世帯、独居高齢者)、障がい者、外国人等、いわゆる要配慮者の増加傾向が見られる。
これらの対応として、防災知識の普及、災害に関する情報の提供、避難誘導、救助・救護対策等、要配慮者に配慮したきめ細かな防災上の施策を、福祉施策との連携を図りながら推進する必要がある。また、社会福祉施設における災害に対する安全性の向上を図る必要がある。
3. 社会構造の変化はまた、ライフライン、コンピュータ、情報通信ネットワーク、交通・輸送ネットワークへの依存度を増大させ、災害時にこれらが被害を受ければ日常生活や産業活動に重大・深刻な影響をもたらすこととなる。
これらの対応として、施設の耐災性の向上を図るとともに、補完的機能を充実させる必要がある。
4. 住民意識の変化と生活環境の変革は近隣扶助意識の低下を招いている。
これらの対応として、自主防災組織の育成、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を含めた多くの住民参加による定期的な防災訓練の実施など、コミュニティの強化を図る必要がある。
また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。
5. 近年の交通・輸送体系の高度化、多様な危険物等の利用の増大、トンネル・道路構造の大規模化などに伴い、これまで考えられなかった災害の発生も懸念される。
これらの社会構造等の変化に伴う災害の質的变化等に的確に対応し、的確な防災対策活動を推進するために、新富町防災計画については、機を失することなく必要な修正を行うものとする。